第106回 科学技術部会

平成30年5月31日

資料1-4

平成31年度研究事業実施方針(案)厚生労働科学研究

行政政策研究分野

政策科学推進研究事業

事業概要(背景・目的)

政策科学推進研究事業では、社会・経済構造の変化と社会保障に関する研究を推進することにより、 各社会保障施策についての費用対効果などの客観的根拠を得ることや、効果的・効率的な社会保障施 策立案に資することを目標とする。

31年度概算要求のポイント

医療の費用対効果等の分析や、医療・介護・福祉等の効率化については、政策課題としての優先度が高く、これらに対応した研究課題が必要である。新たに推進すべき研究として【新規】「公的医療保険における医療技術の評価に関する研究」「児童虐待における行政、医療、刑事司法との連携に関する研究」「児童虐待におけるAIを活用したリスクアセスメントシステムに関する研究」「医療・介護のデータの利活用の推進のための研究」等を計画している。

これまでの成果概要等

- ・「在宅医療・在宅看取りの状況を把握するための調査研究」では「在宅医療にかかる地域別データ集」のデータ提供方法の見直しなどを提案した(平成28-29年度)。
- ・「診断群分類を用いた病院機能評価手法の開発に関する研究」では調整係数廃止に向けた制度設計の精緻化として、より適正に患者重症度に応じた医療資源必要量を評価する手法や、医療機関の機能評価等、機能評価係数の精緻化に必要な手法を示した(平成28年度)。

- ◆人口減少·少子高齢化
- ◆労働力減少
- ◆社会保障費増大

- ◆経済のグローバル化の進展
- ◆格差の拡大・貧困の固定化
- ◆雇用環境変化

◆世帯や家族のあり方の変化



⇒ 部局横断的に人文社会科学系を中心とする研究課題を設定し、 研究を推進。

「世帯・個人の経済・生活状況と社会保障に関する研究」

- ・児童虐待における行政、医療、刑事司法との連携に関する研究
- ・児童虐待におけるAIを活用したリスクアセスメントシステムに関する研究等

「厚生労働行政施策の効率的な推進等に関する研究」

- ・医療経済評価の対策応用に向けた評価手法およびデータの確立と評価体制の整備に関する研究
- ・大規模データを用いた漢方製剤のアウトカム評価および費用分析に関する研究等

少子高齢化の進行・人口減少社会の到来等に対応できる「安心な」社会保障制度の確立

統計情報総合研究事業

事業概要(背景・目的)

公的統計は、統計法第1条において「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」とされている。本研究事業では、社会保障 を取り巻く状況が大きく変化している中、変化に対応した政策の企画立案を適切に行うために必要なエビデンス(科学的根拠)を提供することにより、 医療・介護・福祉・年金・雇用などの各制度の課題解決に貢献するとともに、世界保健機関(WHO)が勧告する国際的な統計基準の開発・改定作業へ の貢献等にも取り組んでいるところである。

本研究事業の4つの柱

- ●厚生労働統計分野における国際比較可能性、利用可能性の向上に関する研究 ●厚生労働統計の調査手法及び精度の向上に関する研究
- ●社会・経済情勢や人口・疾病構造の変化に対応するための統計作成に ●厚生労働統計の高度な分析によるエビデンスの創出に関する研究 関する研究

31年度概算要求のポイント

WHOは、2018年に約30年ぶりの改訂となるICD-11(国際疾病分類)を公表する予定である。また、ICHI(保健・医療関連行為 に関する分類)についても近年中の公表を目指し開発を進めている。平成31年度における本研究事業では、WHOが承認後、 我が国が迅速・適切にこれらの分類を利活用して統計データを収集することに資する研究を優先して行う予定であり、新たに推 進すべき研究として【新規】「保健・医療関連行為にかかわる分類の国際比較と今後の我が国への適用に関する研究」等を計 画している。

これまでの成果概要等

「ICD-11での漢方医学分類の国際展開に向けた調査研究」(研究代表者:渡辺 賢治 慶應義塾大学教授)(H29.4.1~H30.3.31 終了)は、WHOが約30年ぶりに改訂するICD-11に「伝統医学」の章を新設するにあたり、フィールドテストの実施に協力するととも に、各国の情報を収集・分析し、我が国の漢方分類の特性を残した分類の完成に貢献した。

「保健・医療関連行為に関する国際分類(ICHI)の国際比較とその改善や利用価値の向上に資する研究」(研究代表者:川瀬 弘 聖マリアンナ医科大学医学部教授)(H29.4.1~H30.3.31 継続中)は、今後WHOで承認予定のICHIの開発に協力し、我が国 の保健制度や社会状況、疾病構造を踏まえた意見提出及び円滑な適用のための体制整備や基礎資料の作成に検討している。





背景

- └2018年に公表予定のICD-11(国際疾病分類)や現在開発中のICHI(保健・医療関連行為に関する国際分類)の我が国での適切な利 活用に向けた体制整備が喫緊の課題となっている。
- 被調査者の負担軽減等の調査の効率化や統計データの精度向上の検討が求められている。
- 施策立案のみならず、臨床医学の発展や医療ニーズの把握、公衆衛生の向上等の研究の推進に利用可能なエビデンスの創出が求められている。

概要

◆ICD-11の国内適用とコーディングに関する研究

- ●海外の疾病統計における仕組みの調査し、我が国が適用する際に必要な対応や課題について調査を行う。
- ●ICD-11を用いたコーディングの実用性や妥当性を検証し、問題点を抽出、整理する。

◆死因統計の精度及び効率性の向上に資する機械学習に 関する研究

- ●原死因確定に関する調査を行い、我が国のデータ収集における 課題を抽出する。
- ICD-11における死亡診断書様式の動向を調査し、機械学習を用いた原死因確定作業の適用可能性について検討する。

◆ICHIの国際比較と今後の我が国への適用に関する 研究

- ●ICHIの開発において中心的役割を担い、我が国での活用を見据えた意見提出を行う。
- 国内での活用に必要な対応や課題について調査を行う。

◆レセプトデータなどの既存のデータベースを厚生労働統計 及び国際統計に活用する手法に関する研究

- ●既存のデータベース及びデータベースのリンケージに関する調査を 行う。
- ●レセプトデータなどの厚生労働統計及び国際統計への活用可能性について検討する。

期待される研究成果

- → 国際統計分類の適切な活用により、厚生労働統計の精度向上を図り、医療・介護連携等の施策立案に必要なエビデンスを提供するとともに、国際機関に対し、国際比較可能なデータを提供することができる。
- → 国際統計分類の開発において中心的役割を担うことにより、保健医療分野における国際貢献を果たすことができる。
- → 各種調査の手法を改善し、被調査者の負担を軽減するとともに、正確性、効率性を高め、データの活用可能性の 向上及びエビデンスの創出を図ることができる。

臨床研究等ICT基盤構築·人工知能実装研究事業

事業概要(背景・目的)

平成29年1月に「データヘルス推進本部」、「保健医療分野におけるAI活用懇談会」が設置され健康・医療・介護分野の医療情報を連結したICTシステム構築やAI実装に向けた取組みが開始された。これらを踏まえ、医療データを収集しAI技術等を用いた解析を通じ医療の質向上に繋がる研究に取り組んでいる。

31年度概算要求のポイント

保健医療分野AI開発加速コンソーシアムにおいて議論された、日本のAI開発に求められる環境整備に関わる研究を推進する。具体的には医療データを民間企業等へ提供する仕組み作りや、AI開発を進めるべき重点領域を中心に国際展開を見据えたAI開発を加速するための基盤となる研究を推進する。また互換性のない保健医療分野のデータを共有・解析可能な状態で収集し、ICTやAIを用いて利活用する基盤となる研究を引き続き実施する。

これまでの成果概要等

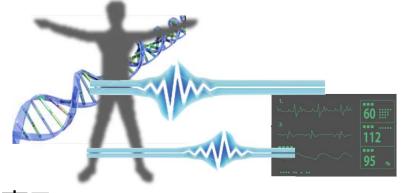
本研究事業は、平成28年度から開始したもので、全ての研究は進行中であり終了した研究はないが、本研究事業は健康・医療分野のデータを利活用する基盤となり、その成果は科学的根拠に基づく行政政策の推進に寄与するものである。

(具体例)

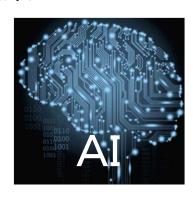
・「電子カルテ情報をセマンティクス(意味・内容)の標準化により分析可能なデータに変換する研究」については、日本語入力とカルテシステムを融合し、カルテ文書を入力する際に標準化言語に自動変換する技術研究に取り組んでいる。(平成29年度)

患者に提供する医療の質の向上・医療イノベーションの創出

- ・健康・医療分野におけるAI開発の加速化に関わる環境整備
- ・健康・医療分野データの利活用基盤構築







研究テーマ

- □ 人工知能を活用した医薬品の副作用症例報告の評価支援に関する基盤整備研究(H29~31)
- A I を用いて介護施設等に入居する高齢者等の疾病の早期発見・重症化予防を 行う実証研究(H29~31)
- A I 技術を用いた手術支援システムの基盤を確立するための研究(H29~31)
- □ 保健医療分野におけるAI開発の加速化に向けた研究(新規) 等

倫理的法的社会的課題研究事業

事業概要(背景・目的)

AI技術は保健医療分野へ多大なメリットをもたらす一方で、意図的に悪用される場合だけでなく、意図せずに社会へ悪影響を及ぼす場合もあり得る。保健医療分野におけるAIの活用を推進する上では、このようなAIによるデメリットを未然に防ぐため、倫理的・法的・社会的課題(ELSI)の議論も併せて進めていくことが必須である。

31年度概算要求のポイント

保健医療分野でのAIの活用を進めることにより、医療従事者の負担軽減、医療の均てん化、新たな診断方法 や治療方法の創出等の効果が期待できることから、近年、本邦においても、AIを用いた診療支援が本格化する ことが想定されている。

平成31年度は、引き続き、AIを診療支援等の導入に用いた際、どのような社会的・法的問題が生じうるか検討し、AI利活用推進に当たっての諸問題を検討する。また、海外における保健医療分野のAI開発、活用に関する規制状況等についても調査を行い整理する。

これまでの成果概要等

AIの倫理的法的社会的課題に対しては、内閣府が平成28年度に実施した「人工知能と人間社会に関する懇談会」にて議論されており、倫理的、法的、経済的、教育的、社会的、研究開発的な論点から議論がなされている。当該懇談会では、医療に関連する項目としても、「生活情報や遺伝子情報等に基づく健康・病気の推定」や「人工知能による診断の責任」等における課題が挙げられていることから、本研究では、このような問題提起を踏まえ、更に掘り下げていく予定。

なお、平成30年度は新たに、内閣府、総務省、文科省、厚労省、経産省、及び国交省にて「人間中心のAI社会原則検討会議」が設置され、AIをより良い形で社会実装し共有するための基本原則等が策定される予定。

※ ELSI = Ethical, Legal and Social Issuesの略(倫理的、法的、社会的問題)

厚生労働分野とELSIの関係

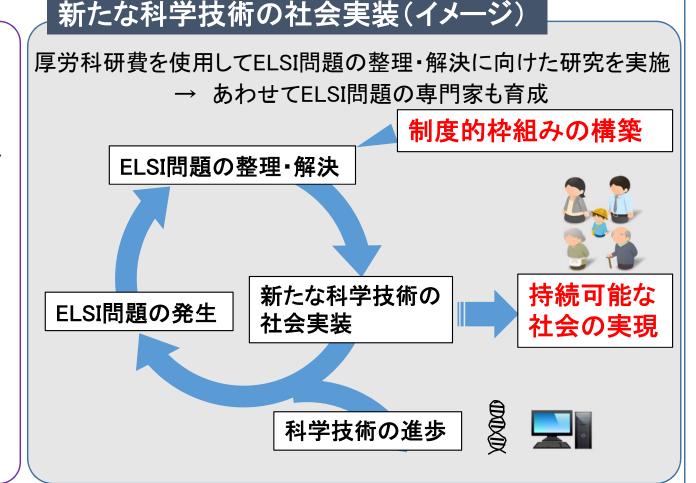
【厚生労働分野の特徴】

- 国民生活と密接する部分が多く、国民の関心も高い
- ゲノムや人工知能などの新たに生み出された科学技術を社会実装して活用することが多い



厚生労働分野ではELSIの問題が常 時生じやすい状況にある

〇 平成31年度は、引き続き、AIを診療支援等の導入に用いた際、どのような社会的・法的問題が生じうるか検討し、AI利活用推進に当たっての諸問題を検討すると共に、海外の規制状況についても整理する。



第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日)

新たな科学技術の社会実装に際しては、国等が、多様なステークホルダー間の公式又は非公式のコミュニケーションの場を設けつつ、<u>倫理的・法制度的・社会的課題について人文社会科学及び自然科学の様々な分野が参画する研究を進め</u>、この成果を踏まえて社会的便益、社会的コスト、意図せざる利用などを予測し、その上で、利害調整を含めた制度的枠組みの構築について検討を行い、必要な措置を講ずる。

40

事業概要(背景·目的)

- ○2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」において改めて保健分野のゴールが設定される等、地球規模の保健課題は、国際社会においてその重要性が益々高まっており、我が国への期待は大きい。
- ○また、我が国は、国際保健関連の政府方針・戦略を近年相次いで策定するともに、2016年のG7議長国を務め、<u>国際政策を主導又は</u> 国際技術協力等を強化することにより、より効果的・効率的に国際保健に貢献し、2019年に議長国を務めるG20に向けて<u>国際社会に</u> おける存在感を維持・強化することが求められている。
- ○しかし、世界保健機関(WHO)総会等の国際会合における我が国からの介入の改善や、国際感染症等対応人材の不足が、課題となっていることから、2016年G7のフォローアップ、WHO総会等における戦略的・効果的な介入、国際感染症等対応人材の育成や派遣に資する研究を実施する。

31年度概算要求のポイント

【新規課題】国外の健康危機時に対応できる人材を増強するために、必要なコンピテンシーの分析及び研修プログラムの開発に関する研究

○国外の健康危機時に緊急で専門家を派遣し支援する枠組みは国内外に複数あるが、現状では国内人材の登録や派遣が十分に進んでいないことから、既存の研修について専門家によるレビューや、国際感染症対応人材の育成に関連する会合への出席、各国専門家・行政担当者へのヒアリング、研修の開催、健康危機時に実際に専門家を派遣すること等を通じて、専門家の国外派遣に必要なコンピテンシーを分析し効果的な研修プログラムを開発、あるいは既存のプログラムの改善を行う。

これまでの成果概要等

- ○「エビデンスに基づく日本の保健医療制度の実証的分析」では、現在の日本の保健医療制度の現状と課題及び将来像を、実証的かつ 包括的に分析し、「Health Systems in Transition」という各国比較可能な形式のレポートにまとめ、WHOのホームページに公表された。 加えて、ランセット誌に同研究内容をまとめた論文(Lancet 2017; 390: 1521-38)が掲載された。(平成28年度)。
- ○「東アジア、ASEAN諸国の人口高齢化と人口移動に関する総合的研究」では、東アジア、ASEAN 諸国における人口変動過程(少子化、長寿化、高齢化等)および関連する政策(少子化対策、家族政策、移民政策等)の比較分析により、個々の特徴や改善点を明らかにすることに取り組み、その結果は9の論文と1冊の書籍として公表された(平成29年度)。

11

【新規課題】国外の健康危機時に対応できる人材を増強するために、必要なコンピ テンシーの分析及び研修プログラムの開発に関する研究

【課題】2014年のエボラ出血熱流行以降、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」に基づき海外の感染症のアウトブレイクに対応できる人材の育成と登録を進めてきたが、JICA緊急援助隊(JDR)感染症対策チームも派遣が1度のみであり、派遣実績に乏しい。この要因は、国際的な健康危機に対応できる国内人材が不十分であることが考えられる。

【対応】新規課題「国外の健康危機時に対応できる人材を増強するために、必要なコンピテンシーの分析及び研修プログラムの開発に関する研究」において、課題の要因を分析し、明らかになった内容を元に、健康危機の際に必要とされるコンピテンシー獲得に効果的な研修プログラムの開発、あるいは既存のプログラムの改善を行う。

疾病•障害等対策研究分野

事業概要(背景・目的)

2025年にかけて団塊の世代が後期高齢者になる一方で、その後は高齢者数がピークを迎える2040年頃にかけて、現役世代の人口が急速に減少していく。こうした新たな局面に対応するため、2018年4月に第4回経済財政諮問会議において健康寿命延伸の取り組みが大臣より発表され、2040年に健康寿命を3年延伸する目標が掲げられている。その中で、母子保健の推進は現役世代の健康寿命をのばすための重点課題とされている。またデータヘルスの推進は将来の生活習慣病をはじめとする疾病負荷の軽減、健康寿命の延伸に寄与することが期待され、母子保健は人生100年時代の始まりであり、その基盤となるものである。本研究事業においては母子保健の向上のための国民運動である健やか親子21の推進に資する研究を身体的、精神的、社会的視点に基づいて実施し、それぞれのライフステージ、そしてより健やかな次世代を育成するサイクルを社会全体で支えることを目的とする。

31年度概算要求のポイント

- (1)「出生前診断実施時の遺伝カウンセリング体制の構築に関する研究」
- 30年度にNIPTが臨床研究を終了することを受け31年度はカウンセリングの質の担保、カウンセリング担当者数の確保、幅広い情報提供が重要と考えられ、医療従事者向け 研修会のパッケージの策定と実施、家族に対する適切な情報提供を強化し、患者、医療従事者の意思決定のサポートにつなげるための研究を行う。
- ②「身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に健やかな子どもの発育を促すために切れ目のない保健・医療体制提供のための研究」 第4回経済財政諮問会議において、健康寿命延伸のため、乳幼児期、学童期の保健対策の強化が求められており、31年度に具体的介入方法を研究する。
- ③「妊娠初期の感染性疾患スクリーニングが母子の長期健康保持増進に及ぼす影響に関する研究」
- 省内のデータヘルス改革推進本部で母子保健分野のPTが創設され、31年度に妊婦健診の情報をどのように自治体に集約するかというモデル研究を行うことを検討中。梅毒や子宮 頸部細胞診異常の経過のフォローアップがその後の健康維持に与える影響を研究する。
- ④「新たなソーシャルキャピタルを醸成しつつ母子の健康向上に寄与する情報発信手法の開発」
- 30年度において子育て世代、若年世代のニーズの調査を行い、31年度で、SNS等を用いた行動変容方法を研究する。成果を新たなソーシャルキャピタルの社会実験として自治体に おけるモデル研究を行う。
- ⑤「産婦死亡に関する情報の管理体制の構築及び予防介入の展開にむけた研究」
- 30年度で、産後の死亡を拾い上げられるような体制を構築し、監察医制度がある地域を中心にリスク因子を評価する。31年度において、これまで監察医制度がない地域でモデル的 に死亡情報を集約化するシステム構築を目指す。正確な実数把握や原因分析が可能になれば、それらを予防するために必要なツールを研究し、最終的に、妊婦死亡の2倍程度と 予測される産婦死亡を妊婦死亡と同水準以下まで下げることを目的とする。
- 【新規】・妊娠・不妊に関する知識の普及と行動変容のための研究(若手)・乳幼児健康診査における発達障害早期発見のための研究(若手)・児童福祉施設における栄養管理のための研究・医学的適応による妊よう性維持、不妊治療の支援のための研究・自治体における母子保健情報のデータ化の推進と課題の解決のための手法開発の研究・すこやか親子21の評価・新規課題抽出のための研究・災害後の小児保健の向上のための研究・小児期のしなやかな心の形成のための研究(若手)

これまでの成果概要等

【28年度】

- ・HTLV-1母子感染予防対策マニュアルを改定し、全国の自治体へ周知するとともに、日本産科婦人科学会診療ガイドライン産科編2017の改定に反映させた。
- ・母乳栄養及び人工栄養に関する最新の知見の収集や離乳食の進め方の検討を行い、「授乳・離乳の支援ガイド」の改定案を作成した。<29年度終了>

【29年度】

- ・新生児マススクリーニング検査(タンデムマス法)の見直しを行い、対象疾患が追加され、疾患の早期発見が可能になった。(CPT2欠損症)<継続中>
- ・保健指導ガイドブックを作成し、乳幼児健康診査における保健指導の質の向上に寄与した<継続中>
- ・妊娠期の至適体重増加の目安を提案し、「妊産婦のための食生活指針」の見直しに活用した。
- ・「子育て包括支援センター全国展開に向けた体制構築のための研究」で子育て世代包括支援センターの設置、未設置の状況と理由を調査し、全国展開にむけた 課題を明らかにした。<継続中>



【背景】2025年にかけて団塊の世代が後期高齢者になる一方で、その後は高齢者数がピークを迎える2040年頃にかけて、現役世代の人口が急速に減少していく。こうした新たな局面 に対応するため、2018年4月に第4回経済財政諮問会議において<mark>健康寿命延伸</mark>の取り組みが大臣より発表され、2040年に健康寿命を3年延伸する目標が掲げられている。その中で、 母子保健の推進は現役世代の健康寿命をのばすための重点課題とされている。またデータヘルスの推進は将来の生活習慣病をはじめとする疾病負荷の軽減、健康寿命の延伸に寄 与することが期待され、母子保健は人生100年時代の始まりであり、その基盤となるものである。国の政策においては母子保健の向上のため、母子保健の国民運動計画である健やか 親子21を推進しており、本研究事業においては健やか親子21の推進に資する研究を<mark>●身体的、●精神的、●社会的</mark>視点に基づいて実施し、それぞれのライフステージ、 そしてより健やかな次世代を育成するサイクルを社会全体で支えることを目的とする。



【課題】 A: 2017年出生数: 94.1万人(人口動態推計) 過去最少(統計が残る1899年以降)40万人/年以上の自然人口減

B: 低出生体重児: 9.4% OECD加盟国中最悪レベル(OECD平均6.5%,2013年)

C: 10代の高い自殺率: 15-19歳 4.0→7.3/10万(1990→2015年)OECD report

D: 産後1年間の自殺: 8.7/10万分娩 妊婦死亡の2倍以上(東京都監察医務院)

E: 増加する不妊人口・晩婚化・晩産化 (人口動態統計・国勢調査)

F: 発達障害、虐待-被虐待の連鎖、子育ての孤立

すこやか親子 21

(重点課題(1)) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援に資する研究

(重点課題②) 妊娠期からの児童虐待防止対策に資する研究

健やかな親子関係

親子の心の診療

ハイリスク妊婦の支援体制(F)

(基盤課題A) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策に資する研究

(基盤課題B) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策に資する研究

性成熟期 不妊

- 遺伝カウンセリング
- 胚の保管・管理
- 不妊治療助成の

経済的検討(A,E)

●妊娠・不妊の知識の

普及と行動変容の ための研究(A,E:若手)

妊娠•産褥期

- 産後うつ・死亡(D)
- 妊婦健診情報利活用

(A,B)

新生児

- 母子感染
- 成長発育曲線
- ●乳幼児健診に
- 新かける発達障害 発見のための研究 (E:若手)

乳幼児

- ●幼児期の栄養ガイド
- **SIDS**
- (新) ●児童福祉施設に おける栄養管理 のための研究
 - (指定)

- 学童・思春期 Bright futures
- (新) ●災害後の小児保健向上の研究(指定)
- 医学的適応による妊よう性維持、 不妊治療の支援のための研究(D)
- (新) ●小児期のしなやかな心の形成の ための研究(F:若手)
- ●学校保健と母子保健の 情報連携のための研究(C)

生殖·妊娠期

胎児期

新生児期

乳幼児期

学童・思春期

性成熟期

(基盤課題C) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりや環境整備に資する研究

新 ●「健やか親子21(第2次)」の評価・新規課題の抽出のための研究(A-F)

- ソーシャルキャピタル(D,F)
- 子育て世代包括支援センター(A,B,D,F) 乳幼児健診の経済学的検討(B,F)
- 新●子どもの死を防ぐための研究(F)

●身体的

●精神的

●社会的 ●基盤

バックアップ

データ基盤

新 ●自治体における母子保健情報のデータ化の推進と課題の解決のための手法開発の研究(A-F)

事業概要(背景・目的)

がん研究については「がん対策推進基本計画」に基づく新たながん研究戦略として文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3大臣確認のもと、平成26年3月に「がん研究10か年戦略」が策定された。本戦略を踏まえ、がんの根治・予防・共生の観点に立ち、患者・社会と協働するがん研究を念頭において推進することとし、本研究事業では、がん対策に関するさまざまな政策的課題を解決するため、「がん研究10か年戦略」で掲げられた「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究領域」と「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究領域」の2領域について、介入評価研究も含めた調査研究等を中心に推進する。また、平成30年に策定された第3期基本計画では、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」を3つの柱としており、これらのがん対策における横断的な対応が必要とされる基盤として、がん研究を推進する。

31年度概算要求のポイント

現在整備を進めているがんゲノム医療提供体制に関する政策的な課題を解決するための研究や、一定の科学的根拠が確立している免疫療法における情報提供のあり方についての研究を実施する。また、がん検診の適切な把握法及び精度管理手法の開発に関する研究等、より適切ながん検診を提供するための研究を推進し、思春期・若年成人(AYA)世代のがん患者の社会的な問題を解決するための研究を実施する。高齢者のがん対策については、診療ガイドラインの策定に資する研究を実施する。

新規に、第3期がん対策推進基本計画に基づき、がん予防・検診への取り組みを効果的に推進するための研究、全国がん登録の提供開始に伴う情報整理及び国民への情報提供に向けた研究、がん対策推進基本計画におけるがんとの充実に資する研究、がん対策推進基本計画におけるがんとの共生に資する研究を推進する。

これまでの成果概要等

- ・小児がんに対する医療提供体制について、適切なQIの設定による医療の質のモニタリング体制構築に貢献する成果が得られた。(平成28年度終了)
- ・遺伝性乳癌卵巣癌(HBOC)の診療が適切に実施されるような認定制度、教育システム、登録などの体制が構築された。(平成28年度終了)
- ・妊孕性に関して、がん・生殖医療連携ネットワークが構築され、波及効果として妊孕性温存に関するガイドラインの策定にも寄与した。(平成28年度終了)
- ・働くがん患者の職場復帰支援に関して、がん就労者をとりまく実態把握が進むとともに、患者向け・医療者向け、企業の人事・労務担当者向けなど複数の支援資材や研修プログラムが開発された。(平成28年度終了)
- ・日本の「臓器がん登録体制」おける各種関係組織間連携の整備を行った。(平成29年度終了)
- ・がん検診について、受診率をエンドポイントに、従来の方法を比較対象とした比較研究を実施したところ、研究班の受診勧奨資材を利用した年度の方が、再勧奨後の受診率が向上した。(平成29年度終了)
- ・小児がんおよび思春期・若年成人(AYA)世代のがんの医療に関する実態調査により課題及び患者・経験者のニーズが明らかとなった。(平成29年度終了)

平成30年度研究の概要

がん研究10か年戦略

充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究 がん対策の効果的な推進と評価に関する研究

第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月閣議決定)

がん予防

がん対策推進基本計画におけるがん医療の充実に資する研究

・がん対策推進基本計画における

がん予防に資する研究

「がん予防」

- ・より適切ながん検診の提供に資す る研究
- ・がんの罹患リスクに基づいた予防法 の研究

・がん予防・検診への取り組みを効果的に推進するための研究

「がんゲノム」

- ・がんゲノム医療提供体制の整備に資する研究
- ・がんゲノム医療に関する教育・普及啓発の研究

「免疫療法」

・科学的根拠を有するがん免疫療法の推進に向けた研究

「がん医療提供体制」

・がん診療連携拠点病院における医療提供体制の均てん化のための研究

「希少がん」

・希少がんの医療提供体制の質向上に資する研究

「小児・AYA世代のがん」

- ・小児・AYA世代のがんの医療提供体制の質向上に資する研究
- ・思春期・若年成人(AYA)世代のがん対策のための研究

<u>「高齢者のがん」</u>

- ・高齢者のがんの医療提供体制の質向上に資する研究
- ・高齢者のがん診療ガイドライン策定に資する研究

「がん登録」

・がん登録を基盤とした診療情報集積とデータ解析推進のための研究

·全国がん登録の提供開始に伴う情報整理及び国民への情報提供に 向けた研究

がんとの共生

・がん対策推進基本計画におけるがんとの共生に資する研究

「がん緩和ケア」

・がん緩和ケアの推進に関する研究

「相談支援」

・がんに関する情報提供と相談支援に関する研究

「社会連携」

・地域包括ケアにおけるがん診療提供体制の構築に関する研究

「就労支援」

・がん患者の就労継続及び職場復帰に資する研究

「社会的課題」

- ・がん患者のアピアランスケアの提供体制に関する研究
- ・がん患者の自殺予防策及び障害のあるがん患者に対する支援策を推進するために必要な体制整備のための研究

これらを支える基盤

- 「人材育成」
- ・がんに携わる医療従事者のスキルアップを目指した研究
- 「がん研究」 「がん対策評価」
- ・がん研究10か年戦略の進捗評価に関する研究
- 「価」・がん対策全体のPDCAサイクルを確保し、継続的に評価改善を行う指標を策定するための研究
- ▶ 平成31年度はがん予防、がん登録を中心に、第3期がん対策推進基本計画の目標達成に資する研究を推進する。

循環器疾患•糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

平成30年度予算額 436.689千円

事業概要(背景・目的)

本研究事業では、研究内容を大きく3分野に分け、「健康づくり分野(健康寿命の延伸と健康格差の縮小、栄養・身体活動等の生活習慣の改善、健康づくりのための社会環境整備等に関する研究)」において、個人の生活習慣の改善や社会環境の整備等による健康寿命の延伸に資する政策の評価検討や、その政策の根拠となるエビデンスの創出を目指し、「健診・保健指導分野(健診や保健指導に関する研究)」においては、効果的、効率的な健診や保健指導の実施(質の向上、提供体制の検討、結果の有効利用等)を目指し、「生活習慣病管理分野(脳卒中を含む循環器疾患や糖尿病等の対策に関する研究)」では、生活習慣病の病態解明や治療法の確立、治療の均てん化、生活習慣病を有する者の生活の質の維持・向上等を目指す。この3分野の生活習慣病にかかる研究を着実に推進し、健康日本21(第2次)などで掲げられている健康寿命の延伸や健康格差の縮小、生活習慣病にかかる各目標を実現していく。

31年度概算要求のポイント

「健康づくり分野」

【継続】〇国民健康·栄養調査結果を用いた栄養素及び食品の摂取状況の適切性の評価に関する研究 〇健康増進施設における標準的な運動指導プログラムの開発のための研究 【新規】〇健康寿命の地域差の要因分析及び格差解消に向けた健康増進対策についての研究

○国民の適切な栄養素摂取のための行動変容につながる日本版栄養プロファイル策定に向けた基礎的研究 ○受動喫煙対策によるインパクト・アセスメント

「健診、保健指導分野」

【継続】〇生涯にわたる循環器疾患の個人リスクおよび集団のリスク評価ツールの開発を目的とした大規模コホート統合研究

○健診結果等を個人を軸に集積し自らの健康管理に活用できるシステムの構築とその利活用に関する実証研究

【新規】〇健康診査の検査手法、精度管理の見直しに資する研究

「生活習慣病管理分野」

【継続】〇今後の糖尿病対策と医療提供体制の整備のための研究 〇糖尿病性腎症重症化予防プログラムの効果検証と重症化予防の更なる展開を目指した研究 【新規】〇循環器病の医療体制構築に係る現状把握のための指標に関する研究

これまでの成果概要等

栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康等の生活習慣や健診・保健指導から、生活習慣病の病態解明や治療法の確立、生活習慣病を有する者の生活の質の維持・向上等まで幅広い課題に対して、その研究成果を施策に反映している。

- ・「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」(平成30年度終了)では、国民全体および各都道府県における健康寿命の推計値を得た。
- ・「加熱式たばこなど新たなたばこ製品の成分分析と受動喫煙による健康影響の評価手法の開発」(平成31年度継続)においては、先行研究である「非燃焼加熱式たばこにおける成分分析の手法の開発と国内外における使用実態や規制に関する研究」(平成29年度特別研究)から引き続き、加熱式たばこの煙に含まれる成分の分析等の科学的知見を提供している。
- ・「非肥満者に対する保健指導方法の開発に関する研究」(平成29年度終了)では、非肥満者におけるハイリスク群の判定基準と、その介入方法のガイドラインを作成し、「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】の見直し」に活用された。
- ・「糖尿病腎症重症化予防プログラム開発のための研究」(平成29年度終了)では、平成28年3月の「厚労省・日本医師会・日本糖尿病対策推進会議」の三者での連携協定を踏まえ、地方自治体等が透析導入の原因として最も多い糖尿病性腎症の重症化を予防するための取組を推進するにあたって必要となる科学的知見やプログラムを提供した。

〇健康寿命の延伸と健康格差の縮小に関する研究

〇がん以外の生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

〇がん以外の生活習慣病疾病対策

循環器疾患対策 に関する研究



糖尿病対策 に関する研究



その他生活 習慣病対策 に関する研究 〇健診・保健指導に関する研究





健診に関する 研究



「健康診査・保健指導における健診項目等の見直しに関する研究等

〇社会を営むために 必要な機能の維持及び向上

次世代の健康に関する研究 高齢者の健康に関する研究 こころの健康に関する研究

「高齢者の老化に伴う機能低下に起因する虚弱等の予防を 目的とした高齢者向けの新たな食事ガイドの検討」 「高齢者の健康寿命延伸に資する運動機能維持等の影響 (に関する研究)等

〇栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び 歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

関する 研究 等||研究等



に関する





関する







「健康日本21(第二次)」や「日本再興戦略」で掲げられている健康寿命の延伸を目指す

事業概要(背景·目的)

これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきている。また、女性の健康に関する研究においても、これまでは妊娠・出産や疾病等に着目して行われてきた。このため、女性の身体はライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る包括的な支援は十分に行われていない状態であり、女性の健康施策を総合的にサポートする医療、診療体制も十分に構築されておらず、早急な対応を図る必要がある。そして、平成29年6月2日に閣議決定された「女性活躍加速のための重点方針2017」においても、女性の健康支援に関し、女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性を踏まえ、性差医療等に関する調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発する事が求められており、政策的に優先順位の高い課題となっている。

31年度概算要求のポイント

- 〇女性の健康の包括的支援に関する実態把握、情報発信、予防的介入のための研究
- ・情報発信を開始した後の閲覧に関するデータを活用し、需要がある項目を分析し、内容を更新すると共に、女性の健康関わる者に対する学習教材を作成することで、女性の健康を包括的に支援する環境の整備につなげる。
- ○保健・医療・教育機関・産業等における女性の健康支援のための研究
- ・女性の健康を包括的に支援するためには、医師・助産師・看護師等の医療専門職のみならず、教育関係者や企業関係者、さらには、地域住民やその他のステークホルダーが積極的に活動に参加し、関係者が協同することが重要である。しかし、関係者がシームレスに活動するための基盤が十分にできているとはいえず、体制を整備するための基礎資料の作成が必要。

【新規】女性の健康についての早期介入による効用に関する研究【新規】女性の健康増進・疾病予防のための健康評価に関する研究

これまでの成果概要等

- 女性の健康に係る情報収集・情報発信のあり方に関する研究
- ・女性の健康に関する情報発信を目的として、女性の健康に関するホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を作成し、病気について自分自身でチェックすべきポイントライフステージごとの健康の悩みについての対応策等について、分かりやすく周知している。(平成27~29年度)
- 女性の健康の包括的支援に関する実態把握、情報発信、予防的介入のための研究
- ・産婦人科に限らず整形外科や内科疾患も含め、幅広く女性の健康についてのガイドの作成、女性の健康についての知識を身につける教材の作成(平成30年度予定)
- ○保健・医療・教育機関・産業等における女性の健康支援のための研究
- ・ シームレスな専門職を結ぶ連携体制構築及び医療関係職種以外の関係者も含めた人材育成のための指針やガイドライン等の作成(平成30年度予定)
- 〇女性の健康の社会経済学的栄養に関する研究
- ・ 就労女性の月経関連疾患が女性の労働生産性とQOLにどの程度影響しているのか調査した結果、効用値を下げる月経随伴症状を明らかにした。(平成29年度~)

【背景】

- ○これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきており、ライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る支援という視点が不十分であった。
- ○女性の健康施策を総合的にサポートする医療、診療体制が十分に構築されておらず、我が国における実態を正確に把握した 上で、適切に施策を講じていく必要がある。
- ○今般、女性の健康の一層の推進を図るために、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援することが求められており、関連する研究を推進し、その成果の普及及び活用を目指す。

幼少期思春期活動期出産期更年期

女性の健康を総合的にサポートする診療体制

女性の健康の生涯にわたる包括的な支援

推進している研究

- ①女性の健康の包括的支援に関する実態把握、情報発信、予防的介入のための研究
- ②保健・医療・教育機関・産業等における女性の健康支援のための研究
- ③女性の健康の社会経済学的影響に関する研究

H30

女性の健康の社会経済学的影響に関する研究

H31

女性の健康増進・疾病予防のための健康評価に関する研究

女性の健康の健康についての早期介入による効用に関する研究

女性の健康の包括的支援に関する実態把握、情報発信、予防的介入のための研究

保健・医療・教育機関・産業等における女性の健康支援のための研究

難治性疾患政策研究事業

事業概要(背景·目的)

平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)に規定されている難病を対象としている。具体的には、「発病の機構が明らかでない」、「治療方法が確立していない」、「希少な疾病」、「長期の療養を必要とする」の4要素を満たす難病、および小児慢性特定疾病等に対して、全ての患者が受ける医療水準の向上、また、QOL 向上に貢献することを目的としている。なお、他の研究事業において組織的な研究の対象となっている、「がん(小児がんを含む)」「精神疾患」「感染症」「アレルギー疾患」「生活習慣病」等は、研究費の効率的活用の観点から、本事業の対象とはしない。

31年度概算要求のポイント

指定難病の331疾病のみならず、小児慢性特定疾病や、その他の広義の難病も含め、計96研究班(疾患別基盤研究分野9課題、領域別基盤研究分野67課題、横断的政策研究分野13課題、指定班7課題)でカバーし、関連学会と連携して、小児期、成人期を通じた調査を含むオールジャパン体制を構築している。担当疾病の専門家として、医療提供体制や普及啓発活動等において中心的な役割を果たしており、平成30年度の終了課題のうち、特に指定難病の担当班では、継続した研究が必要である。

- ・(新規)HAMならびにHTLV-1陽性難治性疾患に関する調査研究
- ・(新規)小児慢性特定疾病対策の推進に寄与する実践的基盤提供にむけた研究
- ・(継続)スモンに関する調査研究(H29-31)
- ・(継続)プリオン病のサーベイランスと感染予防に関する調査研究(H30-32)
- ・(継続)指定難病の普及・啓発に向けた統合研究(H30-)

これまでの成果概要等

〇ガイドラインのMindsへの掲載(小児けいれん重積治療ガイドライン(けいれん重積型(二相性)急性脳症、難治頻回部分発作重積型急性脳炎)、ANCA関連血管炎診療ガイドライン、シェーグレン症候群診療ガイドライン、症候群診療ガイドライン)。これにより早期に正しく診断することが可能となった。

- 〇指定難病制度の公平性を担保するために、疾病の診断基準や重症度分類を作成する際のより詳細な標準フォーマットやチェックリストを作成した。(平成29年度終了)
- Oe-ラーニング用の指定医研修教材のコンテンツ完成とサイトの立ち上げを行い厚生労働省の監修を受けた。(平成29年度終了)
- 〇小児慢性特定疾病の概要や診断の手引き等の整備を行った。(平成29年度終了)
- 〇難病患者の就労支援に関して、難病相談支援マニュアルや健康管理と職業生活の両立ワークガイド(難病編)等を作成し、支援体制の全国的な均一化に寄与した。
- 〇指定難病制度への経過措置の終了(平成29年12月末日)前にアンケートによる生活実態調査等を行い、中間報告した。(今後、経過措置終了後の調査を行い、経年的に評価していく。)

難病・小慢の医療水準の向上や患者の QOL向上に資する研究

指定難病の331疾病のみならず、小児慢性特定疾病や、その他の広義の難病も含めた疾患を広く対象とし、以下の3分野において研究を推進する。

「疾患別基盤研究分野」: 客観的な指標に基づく疾病概念の確立していない難病について、調査・研究し、診断基準・重症度分類を確立する。

「領域別基盤研究分野」:疾病概念が確立されている疾病で、一定の疾病領域内の複数の類縁疾病なども全て網羅し、疾病対策を行う。

「横断的政策研究分野」:種々の分野にまたがる疾患群や、疾病によらず難病等の患者を広く対象とした研究を行う。

「難病診療体制の維持」

【現状・課題】

指定難病331疾病に関しては当事業の研究班ですべての疾患をカバーし成人・小児を問わず、関連学会、患者会、行政等と連携したオールジャパン体制を構築し、広く情報収集・把握をおこない、担当疾病の実情に応じた対策を講じて、難病医療を向上させることとしている。

「HAMならびにHTLV-1陽性難治性疾患に関する調査研究」

・指定難病を含めたその類縁疾患の研究を行うことにより、疫学研究、普及啓発、診断基準・診療ガイドライン等の作成・改訂を行う。

「データベースの整備」

【現状・課題】

指定難病患者DB・小児慢性特定疾病患者DBの本格的な利活用を平成30年度より開始予定である。これらのDBの利活用を促進し難病医療の推進につなげる必要がある。また、アカデミアで構築したDBとの連携の検討も必要である。

「難病対策の推進に寄与する実践的基盤提供にむけ た研究」

「小児慢性特定疾病対策の推進に寄与する実践的基盤提供にむけた研究」

・データベース登録システムの整理・見直し等を行い、利活用の 促進につながるようなデータベースの構築を目指す。

「検査体制の整備」

【現状·課題】

難病領域では多くの疾患に対して遺伝学的検査を含む 疾患特異的検査が行われている。保険収載されていない 検査も多く、検査体制も疾患・検査により様々である。

「検査の質を担保するための体制整備にかかる 研究 |

- ・<u>保険収載されていない検査の取り扱い</u> 保険収載されていない検査の実態を把握し難病患者の 診療に必要な検査について保険収載を検討する。
- ・<u>検査の集約化(遺伝学的検査も含む)</u> 検査を集約化することで検査の質の担保、検査費用の軽 減につなげることができるか検討する。

【アウトプット】

研究班を中心とした診療体制の構築、疫学研究、普及啓発 診断基準・診療ガイドライン等の作成・改訂 小児成人期移行医療(トランジション)の課題抽出と体制整備 AMED研究を含めた関連研究やデータベースなど等との連携体制構築



【アウトカム】

診療体制の構築、疫学研究、普及啓発の推進等により難病・小児慢性特定疾病対策の推進に寄与し、早期診断・適正な治療が可能となり、難病の医療水準の向上や患者のQOL向上等につながる

事業概要(背景・目的)

「今後の腎疾患対策のあり方について」(平成20年3月 腎疾患対策検討会)に基づく10年間の対策(普及啓発、人材育成、医療連携体制の構築、診療水準の向上、研究の推進)にもかかわらず、平成28年末における慢性透析患者数は約33万人と未だ減少傾向には転じておらず、今後も高齢化の進行に伴い慢性腎臓病(CKD)患者の増加も予想されることから、腎疾患対策の更なる推進が必要である。そこで、平成29年12月から腎疾患対策検討会を再開し、平成30年度中に新報告書を取りまとめる予定であり、2028年までに新規透析導入患者数を35,000人以下(平成28年比で約10%減少)とする等のKPIや個別対策を進捗管理するための評価指標等が設定される見込みである。

本事業では、新報告書に基づく対策の均てん化によるKPIの達成に向けて、地域における対策の進捗状況や好事例等について、各都道府県に担当者を配置することで、オールジャパン体制で実態調査・情報公開を行うとともに、地方公共団体や関連学会・関連団体等への助言や連携を適宜行いながら地域モデルを構築するなど、KPIの早期達成のためにより効率的・効果的な対策を策定する研究を実施する。さらには、関連学会等と連携して構築したデータベースの活用等により、疾病の原因、予防法の検討、及び疾病の治療法・診断法の標準化、QOLの維持向上、高齢患者への対応に資する研究、国際展開も見据えた研究等を実施する。

31年度概算要求のポイント

新報告書で定められるKPIや評価指標について、オールジャパン体制で進捗管理をおこなう。また、対策の実装(各対策の地域モデルの構築や好事例の横展開、地域ごとに対策を実践する際の助言等も含む)と情報公開も担い、KPIの達成に貢献する。KPIの達成が困難と判断された場合に、対策の強化や新たな対策の検討を適宜おこなうことも重要な役割となる。さらに、高齢化などの近年の課題に対応した対策の策定も行う。

これまでの成果概要等

- 〇日本糖尿病学会および日本医師会と連携して、「かかりつけ医から腎臓専門医・専門医療機関への紹介基準」を作成し、両学会ホームページおよび日本医師会雑誌にて公開した。
- 〇腎疾患対策検討会での新報告書作成に資する情報収集 等

腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理・社会実装、さらには、より効果的な対策の提案等をオールジャパン体制で実施することにより、2028年までに新規透析導入患者数を10%減少等のKPI達成に貢献する。

病期に応じた腎疾患対策の全体像

生活習慣病 の発症予防

保健指導、受診勧奨

発症

CKD発症予防 (原因疾病の重症化予防) CKD 発症

- ·CKD重症化予防
- ・原因疾病の管理の継続
- •合併症予防

·腎代替療法 ·合併症予防

地域お 医療 様体 を 様体 様 項目例:血圧、脂質、血糖、喫煙、 尿蛋白および血清クレアチニン等

受診勧奨

標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】

紹介

「かかりつけ医から腎臓専門医・専門医療機関への紹介基準」

健診

健診受診率向上(未受診者受診勧奨)

早期受診

かかりつけ医等

療養指導士等メディカル スタッフとの連携 2人主治医制など 担当医間の連携 腎臓専門医療機関等

▶メディカルスタッフや他科専門医等との連携 最適な腎代替療法の選択、準備

普及 啓発

=

診療 水準の 向上

> 人材 育成

研究 開発の 推進 市民公開講座や資材等によるCKD認知度の上昇

逆紹介

通院患者へのCKD発症予防、重症化予防に関する知識の普及

各種ガイド、ガイドライン等で推奨される診療の均霑化

関連する疾患の治療との連携強化

腎臓病療養指導士の育成、かかりつけ医等との連携

関連する療養指導士等との連携強化

関連学会と連携したデータベースの構築

病態解明に基づく効果的な新規治療薬の開発

事業概要(背景・目的)

- ●アレルギー疾患対策においては、平成26年度に成立した「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、総合的な疾患対策の推進が行われ、その取組の一つとして方針として、「・・・諸問題の解決に向け、(中略)研究の長期的克つ戦略的な推進が必要である」と明記された。リウマチ対策では、平成23年度リウマチ・アレルギー対策委員会報告書の中で、「リウマチ診療の医療の均てん化やリウマチの病因・病態に関する研究を進め、リウマチの克服を目指す」と示された。
- ●また、この基本法に基づいて、アレルギー疾患に対する医療提供体制が、現在整備されているところである。こうした医療体制の全国的ネットワークを活用した大規模な疫学研究や臨床研究が推進されることが重要である。

31年度概算要求のポイント(丸数字は右表に対応)

- ・(増)③アレルギー疾患における標準治療の普及・均てん化に係る研究 医師を含めた医療従事者の研修プログラム及びシステムの開発 を推進することにより、診療の質向上を目指す。
- (増) ④免疫アレルギー疾患対策に関する研究基盤の構築 免疫アレルギー疾患による経済損失などを評価する。
- ・(増)

 ⑧わが国の関節リウマチ診療の標準化に関する臨床疫学研究

 生物学的製剤の適正使用に向けた現状の医療状況を評価する
- ・(新)②アレルギー疾患医療提供体制を用いた研究連携体制の構築
- (新)⑥関節リウマチ医療の均てん化に向けた研修開発研究

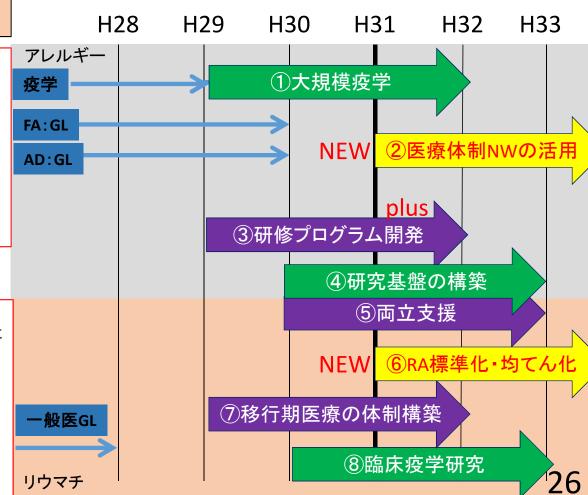
これまでの成果概要等

<アレルギー分野>

平成29年度終了する2課題から、それぞれ「食物アレルギーの栄養食事指導の手引き2017」と「アトピー性皮膚炎診療ガイドライン」の作成・発刊に至った。継続課題においては、医師を含めた医療従事者の研修プログラムの開発を通じて、わが国におけるアレルギー診療の質の向上を目指す。

くリウマチ分野>

平成28年度終了課題を通じて、専門家向け、一般医向けの関節リウマチ診療ガイドラインが策定された。



免疫アレルギー疾患を有する患者:国民の2人に1人⇒社会問題化

アレルギー疾患対策基本法(平成27年12月25日施行) アレルギー疾患対策基本指針(平成29年3月21日告示) アレルギー疾患医療提供体制の在り方報告書(平成29年7月)

- ●都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割
- ④研究:学校現場でのアレルギー疾患対策の状況や、アレルギー疾患の地域的特性等、都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析を行い、都道府県に四つアレルギー疾患対策の推進を支援する。また、国が長期的克つ戦略的に推進する全国的な疫学研究、臨床研究等に協力する。

リウマチ・アレルギー対策委員会報告書

平成17年、23年(平成30年度に改訂に向け委員会開催)

- ・当面成果を達成すべき研究分野として、今後よりリウマ チ診療の医療の均てん化や医療水準の向上に資するよう な研究を推進する。
- ・リウマチは、関節機能が低下した場合には、日常生活動作の障害を来し、生活の質の低下をまねる。これを増資するためにも、リウマチ診療に精通した看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士などの育成も重要である。

新規:アレルギー疾患医療提供体制を用いた研究連携体制 の構築に関する研究

概要:

現在、都道府県において、拠点病院の整備がんでいる。 今後、国が長期的克つ戦略的に推進する大規模な疫学調査 や臨床研究を行う際に、これらの拠点病院が連携した体制を 構築し、有効的に活用するための基盤を構築する。

新規:関節リウマチ診療の質の向上・均てん化に 資する研修等開発研究

概要:

関節リウマチについては、生物学的製剤の普及などに伴い、その治療成績は改善している。一方で、患者の高齢化や、日常生活動作障害によるQOLの低下といった課題がある。 関節リウマチ診療に携わる医療従事者を育成し、患者及びその家族の支援を推進する。

期待される効果:

免疫アレルギー領域の疾患は、発症、増悪、寛解、再燃と不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため、休園、休学、休職等を余儀なくされ、長期にわたり生活の質を著しく損なう。

これらの研究を通じて、居住する地域に関わらず、適切な医療を等しく受けられる体制の構築に資するものと考える。

28

事業概要(背景・目的)

移植医療は、一般の医療とは異なり、「患者」と「医療機関」だけでは成立せず、臓器・組織や造血幹細胞が、善意の第三者である「提供者(ドナー)」から提供されて初めて成立する医療である。このため患者に対する医療だけではなく、ドナーの安全性や、ドナー家族を含めた国民の移植に対する理解を保ちつつ、より多くの適切な移植医療を提供するため、あっせん機関等の確保やドナーの継続的な確保、生体からの提供の場合安全性の担保、適切なコーディネートの実施等に向けた体制整備を行う必要がある。

臓器・組織移植については、救急医療現場と移植施設との効率的な連携が重要となる。

造血幹細胞移植については、患者が最適な時期に移植を行えるように骨髄バンクでのコーディネートが進むことや臍帯血の安定的な供給が必要不可欠である。

31年度概算要求のポイント

【臓器移植分野】(詳細については次スライドに記載)

〇増額;脳死下・心停止下における臓器・組織提供ドナー家族における満足度の向上及び効率的な提供体制構築に資する研究 分担班で、選択肢提示の新たな方法に関する研究(脳神経外科入院後、死亡退院した患者家族の満足度調査)を行っている。平成29年度院内倫理委員会で承認を得ているので、平成30年度は他施設での複数展開を行い、データーを収集する。

○新規:5類型施設(臓器提供可能施設)における効率的な臓器・組織提供体制構築に資する研究

【造血幹細胞移植分野】(詳細については次スライドに記載)

〇増額; 非血縁者間末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の効率的提供と至適な利用率増加につながる実践的支援体制の整備(平成29年度採択課題)ドナーの身体的負担は少なく、コーディネート期間も短いなどの利点がある末梢血幹細胞移植の普及に向けた研究を行っている。平成29年度末までには移植側施設での普及の障害となっている慢性GVHDの効果的予防・治療について検討し、平成30年度には各地域における末梢血幹細胞採取に関してのアンケート調査を実施する。

○新規;骨髄バンクドナーの環境整備による最適な時期での造血幹細胞提供体制の構築に資する研究

これまでの成果概要等

【臓器移植分野】

○ソーシャルマーケティング手法を用いた選択肢提示の確立に関する研究(平成28年度採用課題)

医師が患者家族に渡しやすく、無関心期の家族にも行動変容を起こさせないパンフレットを平成29年度末までに開発した。平成30年度には、本パンフレットを用いた研修会を開催し、ツールの全国展開を目指す。

〇脳死下・心停止下における臓器・組織提供ドナー家族における満足度の向上及び効率的な提供体制構築に資する研究(平成29年度採用課題)

平成29年度末までに患者搬送から臓器摘出まで全ての過程を網羅したマニュアルと選択肢提示の動画を作成すると同時に、検証会議資料の見直しを行った。平成30年度には各成果物のブラッシュアップを行い、関連学会と連携して公開開始する。

【造血幹細胞移植分野】

〇骨髄バンクコーディネート期間の短縮とドナープールの質向上による造血幹細胞移植の最適な機会提供に関する研究(平成28年度採択課題)

平成29年度末までに日本骨髄バンクにおけるコーディネートの実態把握調査を行うとともに、ソーシャルマーケティング手法を用い、コーディネートが中止になった心理的・社会的背景の抽出を行った。平成30年度には明らかとなった背景をさらに大規模な人数でのバンクでのアンケート調査で再現性を確認し、関係団体とも連携して、効率的なドナーリクルートならびにコーディネート体制の構築を行う。

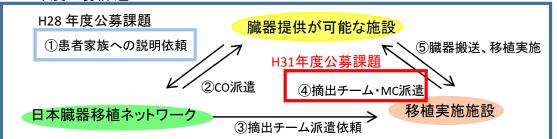
〇非血縁者間末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の効率的提供と至適な利用率増加につながる実践的支援体制の整備(平成29年度採択課題)

平成29年度末までに移植側施設での普及の障害となっている慢性GVHDの効果的予防・治療についての検討としてECP治療のガイドライン作成を開始した。

平成30年度には末梢血幹細胞採取施設の実態とCapacity拡大に向けた課題の抽出のためのアンケート調査を実施し、関連団体と連携して対応策を検討する。

【臓器移植分野】5類型施設(臓器提供可能施設)における効率的な臓器・組織提供体制構築に資する研究

H29年度公募課題



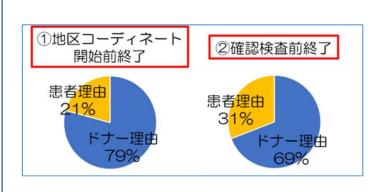
移植医療体制

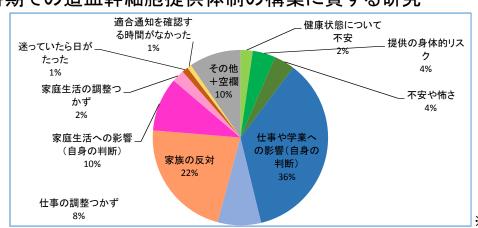
患者が臓器提供者となり得る状態になると、主治医より患者家族に病状説明が行われる。患者家族が臓器提供について話を聞くことを希望した場合、①日本臓器移植ネットワークに患者家族への説明を依頼する。②ネットワークはコーディネーターを派遣し、臓器提供に同意した場合、ネットワークは移植患者の選定を行い、③摘出チームの派遣を依頼する。移植施設は④メディカルコンサルタントを派遣しドナーの全身評価をした上で摘出チームを派遣し、⑤臓器を搬送し移植を実施する。

現在移植施設からメディカルコンサルタント(MC)が派遣され、提供施設においてドナーの全身管理とドナー評価を行っている。MC派遣制度は日本独自の制度で、1 ドナーあたり提供臓器数の増加と移植後の良好な生存率・生着率に寄与している。一方でドナー側の医師の間では、臓器提供のためだけに院外の医師がピンポイントで来院し医療行為を指示されることに対する不信感が存在する。移植側施設についても、摘出チームとは別にMCを派遣するという業務過多を生じており、双方にとって負担を強いる環境下で臓器提供が行われているのが現状である。今後も臓器提供数は増加することが見込まれることから、ドナー評価も含めた術前・術中管理を5類型施設内で完結するような体制の整備が喫緊の課題である。本研究課題では、これまで移植医により実施されてきた術前・術中管理マニュアルを、国内の5類型施設で実現可能な形に改訂し、麻酔科学会や集中治療学会等関連学会のクレジットを付けた上で、全国展開する。

【造血幹細胞移植分野】

骨髄バンクドナーの環境整備による最適な時期での造血幹細胞提供体制の構築に資する研究





※H27年度公募課題研究結果より抜粋

現在骨髄バンクドナーは48万人登録されているが、骨髄バンクを介した移植のコーディネートにおいて、ドナーが適合通知を受け取った段階で6割が終了となり、終了理由の8割がドナー側の理由である。骨髄バンクのアンケートでは提供に至らなかったドナーの断った第一理由としては仕事や学業への影響がもっとも多く、次いで家族の反対であった。ドナーの多くは労働者のため提供するには検査や通院で休暇を取る必要があり、職場や家庭も含めたドナー環境の整備が重要であるが、企業等におけるドナー提供に対する認識が把握できていない。まずは現状を把握し、ドナー環境整備においてどのような課題があるかを検討し、対策を講じることで、ドナーコーディネート終了者が減少し、コーディネート期間も短縮し、最適な時期に患者が造血幹細胞移植を実施できる体制を構築する。

事業概要(背景・目的)

多くの国民が抱える慢性の痛みがQOLの低下を来す一因となっているという背景から、「今後の慢性の痛み対策について(提言)」(平成22年9月、慢性の痛みに関する検討会)に基づき総合的な痛み対策を遂行している。ニッポンー億総活躍プランおよび骨太方針に慢性疼痛対策が取り上げられ、与党内で「慢性の痛み対策議員連盟」も立ち上がっており、その一層の充実が求められている。

慢性の痛みについては、精神医学的、心理的要因からの評価・対応も必要であるため、診療科横断的な多職種連携体制で、 認知行動療法を含めた多角的なアプローチにより診療をおこなう痛みセンターの構築を進め、現在全国21ヶ所まで拡大してきて いるなど、着実な成果を上げてきている。

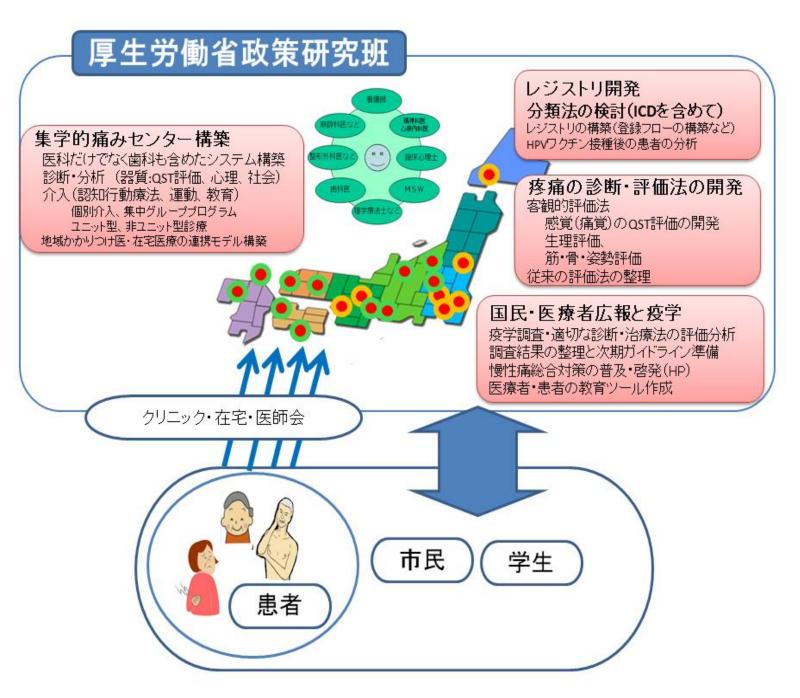
本事業では、痛みセンターを中心とした診療体制構築・充実、痛みセンターでの診療に関するレジストリを活用したガイドライン等の作成、さらには、疾病の原因、予防法の検討、及び疾病の診断法・客観的評価法の開発、就労支援、普及啓発、疫学研究等を実施する。

31年度概算要求のポイント

- •「慢性疼痛診療システム構築モデル事業」の評価をおこない、疼痛診療体制の普及、全国への均てん化をするための具体的手法を提示、実践。
- ・痛みセンター診療データベースを活用した、痛みセンターでの診療効果が期待できる患者の層別化、慢性疼痛診療ガイドライン の作成普及
- ・がんや難病等の就労対策のスキームを活用した、慢性の痛みに悩む方々の就労支援体制の検討。
- 痛みセンターの効率的な運用、痛みセンター数の増加、均てん化。
- ・AMED研究で得られたエビデンスや新規治療法・診断法等を、痛みセンターを中心とした診療体制において社会実装する。

これまでの成果概要等

- 慢性疼痛診療体制構築に関する愛知医大モデル構築
- ・慢性疼痛治療ガイドライン作成
- ·研究班HPの開設 等



具体的な研究内容

- ・「慢性疼痛診療システム構築モデル事業」の評価をおこない、疼痛診療体制の普及、 全国への均霑化をするための具体的手法を提示、実践。
- ・平成30年度から構築を開始している痛みセンター診療データベースを活用し、痛みセンターでの診療効果が期待できる患者の層別化や、慢性疼痛診療ガイドラインの作成普及を行う。
- 疾患横断的な疼痛の客観的評価法の開発等

(参考) 慢性疼痛対策について

慢性の痛み対策研究事業

- 〇慢性の痛み診療・教育の基盤となるシステム 構築に関する研究(慢性の痛み政策研究事業)
- 〇病態解明、新たな評価法、治療法の開発等 の研究(AMED 慢性の痛み解明研究事業)

<痛みセンター>

各診療科、職種横断的な提携に基づいた集学的 (学際的)な診療体制の構築

整形外科、ペインクリニック、リハビリ科神経内科、膠原病内科、脳神経外科、歯科心療内科、精神科等

教育•人材確保

- 〇医療機関・従事者向けの啓発研修会を実施 (政策研究斑およびモデル事業)
- 〇卒前卒後教育による慢性痛に分野横断的に対応できる る医師等の養成
 - (文科省の課題解決型高度医療人材養成プログラム)

慢性疼痛診療システム構築モデル事業

- ○痛みセンターを中心に地域の診療連携体制の構築
- ①地域医療と連携した診療モデルを実践
- ②医療機関・従事者向けの啓発研修会を実施
- •札幌医科大学
- •千葉大学
- •日本大学
- ·名古屋市立大学
- ·富山大学
- •岡山大学
- •高知大学
- (現在計21箇所)

- •福島県立医科大学
 - •順天堂大学
 - •横浜市立大学
 - •三重大学
 - •滋賀医科大学
 - •山口大学
 - ・九州大学

- •獨協医科大学
- •東京慈恵会医科大学
- •愛知医科大学
- •新潟大学
- •大阪大学
- •愛媛大学
- •佐賀大学

からだの痛み相談センター (NPO法人いたみ医学研究情報センター)

- <平成30年度予算>13,585千円(8,718千円)
- ○慢性の痛みを抱える患者からの相談・支援
 - ①相談事業
- ②普及•啓発事業
- ③相談マニュアル作成・配布

長寿科学政策研究事業

事業概要(背景·目的)

現在、我が国では世界で類をみない早さで高齢化が進行しており、介護が必要な高齢者の割合も増加の一途を辿っている。いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる2025年(平成37年)に向けて、高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって、自分らしい生活を続けられるようにするため、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築するとともに、介護保険制度の持続可能性を高めるため効果的かつ効率的な介護サービスの提供、医療ニーズを併せ持つ要介護者や認知症高齢者に対応するサービスの充実が求められている。

したがって、本事業は効果的・効率的な介護予防の実施や利用者の状態に応じた適切な介護サービスを提供し、介護保険制度の持続可能性を 高めるため、地域包括ケアシステムの構築・維持に資する科学的検証を行う政策研究を推進するものである。

また、本事業は安定的に地域包括ケアを提供するための体制構築に関する研究を行い、介護保険施設等の事業の継続及び安全な介護サービスの提供にかかる計画策定を支援し、介護保険制度を高める見直しや介護報酬改定等の検討に活用できる成果を得ることを目標とし、介護予防やリハビリテーション、重症化予防の観点を踏まえた在宅療養生活の支援に向けた方法等の検討を行うとともに、ガイドライン等の策定時や介護報酬の見直しにおける基礎データとして活用することを通して、介護の質の向上につなげる。

31年度概算要求のポイント

75歳以上の高齢者が急速に増加することが予測されており、2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題であり、医療ニーズを有する中重度要介護者に対する介護サービスの向上を図り、高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって、自分らしい生活を続けられるようにする必要があることから、【新規】認知症高齢者の生活行為向上に資するリハビリテーションに関するエビデンスの収集と効果的方法の提案、【新規】介護予防に資するエビデンスの収集や効果的手法の提案、【新規】質の高い介護サービスの提供にかかる体制整備に向けたエビデンスや効果的な手法の提案、【新規】ICTを活用した災害時等に活用可能なシステムを構築に関する内容について推進していく。

これまでの成果概要等

高齢者介護に関する行政上の課題である① 市町村による効果的・効率的な地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業)の実施については、効果的かつ効率的な介護予防政策マネジメント支援システムの開発(平成30年度継続)、軽度者への医療系介護サービスの提供方法や方向性の検討(平成30年度継続)、地域性を踏まえた実践的な在宅医療・介護連携のガイドラインの作成等を行った(平成29年度終了)。

- ② 医療ニーズや認知症のある要介護者に対応した在宅サービス(訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、短期入所療養介護等)の提供の充実については、生活期におけるリハビリテーションや高齢者特有の疾患をもつ要介護者への通所リハビリテーションの標準化等について検討を行った(平成29年度終了)。
- ③ 中重度要介護者に対応した施設・居住系サービス(介護老人保健施設、介護療養型医療施設等)の提供の充実については、多職種が利用可能な口腔・栄養管理に関するガイドラインの作成や連携の推進方策(平成29年度終了)に加え、介護保険施設等の情報入手システムの構築を進めた(平成30年度継続)。

75歳以上の高齢者が急速に増加することが予測されており、2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題であり、医療ニーズを有する中重度要介護者に対する介護サービスの向上を図り、高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって、自分らしい生活を続けられるようにする必要がある。

特に、重症化予防の観点を踏まえた在宅療養生活の支援に向けた方法等の検討として、認知症高齢者の生活機能改善に向けたリハビリテーションの標準化、制度改正を踏まえた効果的な介護予防の実施の推進、在宅における安全管理の質の向上に向けた取組に加え、災害時における介護施設の被災状況の迅速な情報収集及び共有方法の開発が必要である。

産業競争力

日本の寄与による 医療産業の発展

【課題例】貿易赤字・対内直接投資の低迷 産業振興、経済牽引を導く 新健康・医療ソリューションの創出は?

健康・医療分野の成長戦略

効果

健康長寿社会の実現

【課題例】2060年:高齢者40% 認知症といった大きな社会的負荷となる 疾患をどのように予防・治療するか?

効率

医療資源の有効活用

【課題例】2025年: 医療費70兆円 介護費20兆円

限られた医療資源(人材、医療費等) に対応する医療制度・技術評価はい かにあるべきか?

「健康長寿社会」の実現を目指す!

<新たに推進すべき研究領域>

- 認知症高齢者の生活行為向上に資するリハビリテーションに関するエビデンスの収集と効果的方法の提案
- 介護予防に資するエビデンスの収集や効果的手法の提案
- 質の高い介護サービスの提供にかかる体制整備に向けたエビデンスの収集や 効果的手法の提案
- ICTを活用した災害時等に活用可能なシステムの構築

地域包括ケアシステム構築の推進及 び持続可能な介護保険制度の構築 に向けた研究

- ●介護保険制度の質の向上
- ●ガイドラインやマニュアル等の活用

35

事業概要(背景・目的)

認知症施策推進総合戦略に基づき、認知症の人の意思を尊重しできる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続ける社会の実現や、経済的負担も含めた社会への負担を軽減できるような、医療・介護サービス等の地域包括ケアシステムを包括した社会全体の取組のモデルを構築することが必要がある。本研究事業は、認知症に関する地域も含めた現状を正確に把握し、その上でその分析や先進的な科学研究の成果から、取組の好事例を示し、検証によりモデルを構築し、政策に活かすことが求められる。また、その成果を認知症ご本人およびご家族の意見も踏まえながら検証し社会に広く還元することを目標としている。

31年度概算要求のポイント

- ○「若年性認知症の人の実態調査や大都市における認知症の実態調査に関する研究(代表者:東京都健康長寿医療センター粟田主一)」(H29-31) においては、若年性認知症の有病者数や実態の調査を行っている。わが国の若年性認知症の有病者数は、平成18 年度~平成20 年度に実施された当研究事業に基づいて3.78 万人と推計しているが、その後10 年間に若年性認知症の実態も大きく変化し、さらに就労継続や経済的問題など、高齢期認知症とは異なる課題が多数存在している。そうした実態を平成32年度改定予定の認知症施策総合推進戦略(新オレンジプラン) に反映させるために当該事業の調査結果が必要であるため、優先的に推進する必要がある。
- ○「一億総活躍社会の実現に向けた認知症の予防、リハビリテーションの効果的手法を確立するための研究(代表者:広島大学岡村仁)」(H29-31) は日常生活活動の維持・向上、認知機能低下進行の予防を目的としたリハビリテーション手法の作成を行い、その効果検証のため平成30年度 において効果検証のための介入検証を開始すること予定している。自治体等が広く取り組める認知症予防に関する信頼性の高い取り組みのエ ビデンスを早急に確立することを目標としており優先的に推進する必要がある。

【新規】先端技術を活用した認知症高齢者にやさしい看護・介護手法開発のための研究

【新規】独居認知症高齢者等が安全・安心した暮らしをするための環境づくりのための研究

これまでの成果概要等

「前向きコホート調査に基づく認知症高齢者の徘徊に関する研究」においては、物忘れ外来を受診した認知症患者の徘徊を起こした人数と徘徊をする要因分析の結果を示した。

「認知症地域包括ケア実現を目指した地域社会創生のための研究」では家族教室による介入の効果を明らかにした。さらに三鷹市における認知症 医療・介護連携モデルを確立すると共に情報連携ツールを開発した。

「認知症発生リスクの減少および介護者等の負担軽減を目指したAge-Friendly Citiesの創生に関する研究」では認知症高齢者にやさしい地域に関する概念整理を行い、それに基づき大規模疫学調査を実施した。さらにコホート研究を実施し、認知症のない生存期間に寄与している要因を明らかにした。

行政目標

認知症をきたす疾患それぞれの病態解明や行動・心理症状(BPSD)等を起こすメカニズムの解明を通じて、予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発を推進する。また、研究開発により効果が確認されたものについては、速やかに普及に向けた取組を行う。

要求理由

- ・認知症に関する看護、介護は個別対応が主になっており確立した手法がない。
- ・認知症の人が一人で暮らしたり、認知症の人が認知症の人を介護する状況においては様々な問題の危険性が高まるにもかかわらずその実態は十分に把握されていない。

新規課題

○先端技術を活用した認知症高齢者にやさしい看護・介護手法開発のための研究

多様なデータの活用による認知機能低下や行動・心理症状の早期発見・早期介入、効果的な看護・介護手法の開発、効率的な看護・介護手法の習得、看護・介護手法の効果検証等をAIやICT技術などの先端技術を利用することによってより効果的に推進するための検討を行う。

○独居認知症高齢者等が安全・安心した暮らしをするための環境づくりのための研究

認知症の人が一人で暮らしたり(認知症者独居世帯)、認知症の人が認知症の人を介護する状況(認認介護世帯)が多くなり社会問題化している。これらの世帯においては詐欺などの消費者被害やうつ、認知症の進行、孤独死の危険性が高まるなどの問題が指摘されているが、その実態について十分な調査はなされていない。認知症独居世帯・認認介護世帯の生活状況や医療介護サービスの受給状況等を実態調査することによってこれらの世帯における特有の課題を整理して明確にし、実態に即した適時・適切な医療・介護や社会支援などの提供に資する政策等に反映させ、今後の認知症政策立案に活用することを目的とする。

期待成果

- ・認知機能低下や行動・心理症状の高リスク群の同定、認知症に関する効果的な看護・介護手法の開発、効率的な看護・介護手法の取得、看護・介護手法の効果検証等を先端技術を用いることによってより効果的に推進することが期待される。 さらに、認知症に関する看護や介護の手法を新たに確立することで、看護現場や介護施設における効率的な看護・介護のあり方を検討する基礎資料となることが期待される。
- ・認知症の人が一人で暮らしたり、認知症の人が認知症の人を介護する状況において特に起こりやすい問題の実態を明らかにすることで実態に即した医療・介護や社会支援等の提供に資する施策検討につながることが期待される。

36

障害者政策総合研究事業

事業概要(背景・目的)

障害者を取り巻く現状について課題別に調査・分析し、支援の改善方策を研究することにより、障害者を取り巻く現状を正しく理解し、障害者の社会参加の機会の確保や、地域社会における共生の実現に資する政策実現のための研究成果を得ることを目標とする。

31年度概算要求のポイント

障害者施策に直結する成果を挙げるため、以下の研究を推進する。

【増額】

- 〇国民の誰もが使いやすい、支援機器に関する情報基盤整備のための研究(支援機器の効果的活用、支援手法等)
- 〇入院中の精神障害者の円滑な早期地域移行及び地域定着のための研究(入院1年未満の精神障害者の安定した地域生活のための適切な支援手法等)

【新規】

- 〇障害者政策立案のための実態把握に関する研究(言語コミュニケーションが困難な発達障害者、精神疾患の未治療要因等)
- ○<u>障害者支援の現場で活用できる支援基盤整備</u>に関する研究(発達障害児支援、精神障害の地域移行・地域定着や早期支援 等)
- ○<u>障害者支援の質の向上及び多様な政策の推進</u>のための研究(身体障害者補助犬の受入れ促進、障害者の食事・摂食・栄養指導の課題整理、障害者ピアサポートの人材養成、薬物依存対策関係機関の連携強化等)

これまでの成果概要等

以下のような成果により、障害者政策立案のエビデンス、質の向上のための指標として活用された。

- 〇補装具費基準告示改正のエビデンスとして活用するとともに、義肢等の新たな製作工程等を評価するための課題を明らかにした。(平成27年~平成29年度)
- 〇意思決定支援ガイドラインを反映させ、段階的に相談支援専門員を養成するための相談支援従事者初任者研修及び現任研修プログラムが開発された。(28年度~29年度)
- 〇主任相談支援専門員の養成プログラムを構成する要素について明確にされた。(28年度~29年度)
- 〇毎年公表している精神保健福祉資料について、他の調査等で代用可能な項目を整理し、また、調査票と集計方法を改善することで、結果公表の迅速化を行った。(平成28年~平成30年)

障害福祉施策の質の向上のため、各種障害における実態を把握し、適切な支援を行うための研究を実施

実態把握のための研究

【全般】

● 計画相談支援等におけるモニタリング実施による効果検証等に 関する研究

【身体障害·知的障害】

● 言語を用いるコミュニケーションに困難さを持つ発達障害者の実態支援に関する研究

【精神障害】

- 精神疾患の未治療要因の実態把握に関する研究
- 非特異的精神症状の実態把握に関する研究
- てんかんの疫学調査及び診療基盤の整備・充実に関する研究

支援基盤の構築等のための研究

【全般】

● 障害福祉関係データベースの構築に関する研究

【身体障害·知的障害】

● 地域での発達障害児者支援の効果的な研修と支援体制づくり に関する研究

【精神障害】

- 精神障害の地域移行・地域定着や早期支援を推進するための 政策研究
- 医療計画、障害福祉計画の効果的なモニタリング体制の構築 に関する研究

障害者支援の質の向上及び多様な政策の推進のための研究

【全般】

- 障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究
- 就労継続支援B型事業所における精神障害者等に対する支援の実態と効果的な支援プログラム開発に関する研究
- 障害者支援における芸術文化活動の効果検証ガイドラインの研究

【身体障害·知的障害】

- 身体障害者補助犬の受け入れを促進するための研究
- 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する 調査研究
- 障害のある人の食事、摂食、栄養指導の課題の整理等に関する 研究

【障害児】

- 障害児支援のサービスの質の向上のあり方の研究
- 聴覚障害児に対する支援に関する研究

【精神障害】

- 薬物依存対策関係機関の連携強化に関する研究
- 治療抵抗性統合失調症治療薬への反応が乏しい統合失調症に関する研究

事業概要(背景·目的)

治療薬の発達や予防接種の普及によって、一時は制圧されたかに見えた感染症は、新興感染症・再興感染症として今なお猛威をふるう可能性を有している。その一方で、予防接種の安全性、感染症の水際対策、感染拡大防止策等に対する国民の期待は高まりをみせている。感染症の潜在的なリスクとその対策への国民の期待の高まりに対して、必要な行政対応の科学的根拠を示し、感染症から国民の健康を守るため、本研究事業を実施する。

本研究事業では、主に下記の項目を主軸に据え、研究を行う。

- 1. 感染症サーベイランスの強化に資する研究
- 2. 危機管理、医療体制機能の強化に資する研究
- 3. 個別の感染症対策に資する研究

31年度概算要求のポイント

これまで推進してきた重要な研究課題に加え、新たに下記の課題を推進する(詳細は次頁参照)。

- 1. 感染症サーベイランスの強化に資する研究:ラボネットワークの構築・強化に資する研究
- 2. 危機管理、医療体制機能の強化に資する研究: WHOによる合同外部評価及び行政評価を踏まえた感染症対策に資する研究
- 3. 個別の感染症対策に資する研究: **予防接種政策の推進に資する研究**

- 1. 感染症サーベイランスの強化に資する研究
- ・地域における、微生物サーベイランスや抗微生物薬サーベイランスを行う体制を構築した。
 - ⇒「AMRナショナルアクションプラン」の達成への貢献(平成29年度)。
- 2. 危機管理、医療体制機能の強化に資する研究
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、訪日客からの持ち込み増加の可能性が高い感染症やその対応方法を整理するとともに、各自治体が行うべきリスク評価の手法・手順について取りまとめた。
- ⇒それぞれの自治体でリスク評価を行うよう、厚生労働省から各自治体へ事務連絡を発出した(平成29年度)。
- ・「ウイルス性出血熱診療の手引き」を改訂し、患者発生時の訓練等を実施した。⇒医療提供体制の強化への貢献(平成28年度)。
- 3. 個別の感染症対策に資する研究
- ・インフルエンザの重症患者への抗インフルエンザウイルス薬の倍量・倍期間投与に関する論文等を精査し、高用量治療による有効性について報告を取りまとめた。
- ⇒抗インフルエンザ薬の国家備蓄量削減のための検討材料となった(平成29年度)。

(1)ラボネットワークの構築・強化に資する研究

新興・再興感染症の発生に際しては、病原体の特定を行うだけでなく、病原体の血清型別や遺伝子型別の解析を行い、病原体の相同性を識別することで、感染拡大の状況を把握することが重要である。危機的事案の発生時に、直ちに正確な病原体診断を全国規模で実施できるよう、ラボネットワークの構築・維持に資する検討を行う。

(2)WHO合同外部評価及び行政評価を踏まえた感染症対策に資する研究

平成29年度に行われたWHOによる合同外部評価や総務省による行政評価では、各地方衛生研究所で病原体検査の外部精度管理を適切に行うべきことや、感染症指定医療機関の機能を充実させるべきこと等が指摘された。

このことを踏まえ、各地方衛生研究所で外部精度管理を行う体制や手法についての検討や、感染症指定医療機関の設備及び診療体制の双方を向上させるための検討を行う。

(3)予防接種政策の推進に資する研究

予防接種は、感染症を予防することにより国民の健康を向上させる有効な公衆衛生対策であるが、感染症発生率の低下に伴い、予防接種の安全性に対する国民の期待が高まっている。

このことを踏まえ、より安全で、接種効率の高い予防接種体制の構築や、安全性も踏まえた費用対効果の検討に資する調査研究を行う。

事業概要(背景・目的)

日本における新規HIV感染者及びエイズ患者の年間報告数の合計は、近年1,500件前後の横ばいで推移しており、検査を受けないままエイズを発症して報告される割合は全体の約3割を占めており、HIV感染症の早期発見・早期治療に向けたさらなる対策が求められている。また、血液製剤によりHIVに感染した者については、HIV感染症に加え、血友病、C型肝炎ウイルス感染の合併が有り、極めて複雑な病態への対応が必要である。加えて抗HIV療法の進歩により、長期療養などの新たな課題も生じている。

本研究事業では、社会医学、疫学等の観点から、HIV感染予防や継続可能な治療体制の確立、早期発見に結びつく普及啓発など、エイズ対策を総合的に推進するための研究を実施する。

31年度概算要求のポイント

- ・発生の予防及びまん延の防止に関する課題
- 特に「MSMに対する有効なHIV検査提供とハイリスク層への介入方法の開発に関する研究」において、コミュニティを中心とした検査の提供体制を構築するため、検査対象地域及び対象者数を増加させ、複数地域における検査提供モデルを実施する。
- 長期療養に関する課題について
- 特に「非加熱血液凝固因子製剤によるHIV感染血友病等患者の長期療養体制の構築に関する患者参加型研究」において、個別事例の課題抽出及び分析と、解決手法の検討をきめ細かく行う必要があることから、各地域における個別事例を幅広く収集し、分析を進める。
- ・疫学情報等に関する課題について
- エイズ発生動向の分析については、新規エイズ患者の社会的背景、疫学情報、分子疫学的情報の収集を強化するため、研究の対象地域拡大を行うとともに、特に現在増加傾向となっている外国籍の感染者等に関する情報収集を推進する。
- ・【新規】発生の予防及びまん延の防止に関する課題
- ・【新規】医療の提供に関する課題

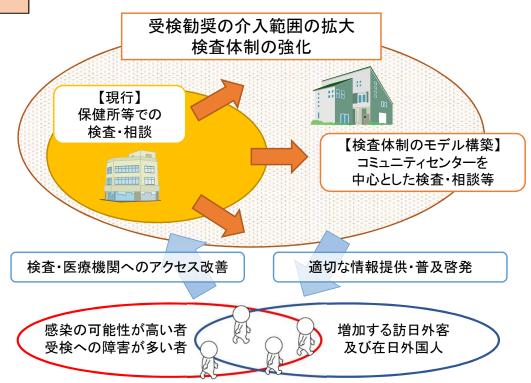
- HIV治療ガイドライン改正(平成27~29年度)
- ・HIV感染者に関する透析ガイドライン改正(平成28年度)
- ・HIV/HCV共感染患者の肝移植の基準見直し(平成27年度)
- ・HIV感染者の妊娠・出産に関するガイドライン作成(平成29年度)
- ・エイズ拠点病院案内作成・改正(平成28~29年度)
- ・歯科診療におけるHIV感染症診療の手引き(平成28年度)
- ・検査時の多言語対応ツール作成・改正(平成27~29年度)
- ・HIV迅速検査ガイドライン改正(平成30年度見込み)

発生の予防及びまん延の防止に関する課題 (ハイリスク集団に対する受検勧奨の方法等の研究)

日本において、エイズ発症後にHIV感染がわかる者が多いことから、HIV検査をより広く提供する必要がある。

特に、感染の可能性が高い集団や、受検への障害が多い集団に対する受検勧奨の方法等について検討し、新たな検査体制のモデル構築や課題解決に向けた提案を行う必要がある。

また、新規感染者の報告のうち、外国籍の者の割合が増加しており、外国籍の者は、様々な要因によりHIV検査や医療機関へのアクセスが制限されているケースがあることから、その改善に向けた取組が必要であり、オリンピック・パラリンピックの開催への対策も合わせて、重点的な対策の検討を進める。



医療の提供に関する課題 (HIV感染者の合併症に関する研究)

一部の薬害エイズ被害者を含むHIV感染者において、 リポジストロフィーやHIV関連認知症等の合併症に加 え、エイズ非関連の悪性腫瘍の合併が増加している。

これらの合併症の早期発見及び早期治療が重要であるが、HIV非感染者と比較して、より若年での悪性腫瘍の合併等の指摘がされていることから、早期発見のための適切な検査体制等についての検討を行うとともに、合併症等に対する先進医療等の新たな治療法の安全性・有効性等を検証するため、当事者の協力のもと、患者参加型研究を推進する。

【種々の合併症】

- ・エイズ指標疾患
- ・抗HIV約による副作用
- ・エイズ非関連悪性腫瘍

【早期発見及び早期治療】

- ・定期的に検査するべき項目の整理
- ・HIV非感染者との比較を踏まえた 検査時期・間隔等の検討
- ・検査の妥当性の検証

【先進医療等に関する検討】

・先進医療等の新たな治療法の安全性 及び有効性の検証のための患者参加 型研究

肝炎等克服政策研究事業

事業概要(背景・目的)

B型・C型肝炎ウイルスの感染者は、全国で合計300~370万人と推定されており、国内最大級の感染症である。感染を放置すると肝硬変、肝がんといった重篤な病態に進行する恐れがある。この克服に向けた対策を総合的に推進する目的に平成22年1月に肝炎対策基本法が施行され、同法に基づいて平成23年5月に告示された肝炎対策基本指針において、肝炎対策のより一層の推進を図るための基本的な方向性として、①肝炎ウイルス検査の更なる促進、②適切な肝炎医療の推進、③肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進、④肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発、⑤肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実、等が示されている。この基本指針は平成28年6月に改正され、肝炎ウイルス検査においては、全ての国民が少なくとも1回は受検する必要があるとしているものの、約半数の国民が受検しておらず、肝炎ウイルス陽性にも関わらず定期的な受診に至っていない者も多数存在し、肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療(以下「肝炎医療」という。)の体制が十分に整備されていない地域があること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多く、さらに、一部では、肝炎ウイルス感染者に対する不当な差別が存在することが指摘されている。

本研究事業では、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる疫学研究と行政的な課題を解決するために必要な研究を推進する。

31年度概算要求のポイント

「肝炎ウイルス感染状況と感染後の長期経過に関する研究」

これまでは、疫学研究では、様々な行政施策の立案に生かされてきたが、一方で、調査地域の偏在がみられ、全国規模の研究が十分に行われていない。また、ハイリスク集団における感染状況や新たな感染経路の可能性、予防方策、治療状況などについての全国規模の疫学状況が明らかになっていない。長期経過や予後を含めた継続的な全国規模の研究が必要である。

また、2016年にWHOが、2030年までの肝炎排除(elimination)の目標を定めており、この目標に向けて疫学状況の推移を見ていくことが国際的成果を提示する上でも必要である。

これらの課題に対して、既存の手法に加えて、NDBによるレセプト解析、HCV治療薬販売実績を活用し、患者動向を詳細に解析する。これまでに収集した疫学 データと比較することで、全国及び都道府県の肝炎eliminationへの達成状況と予測について評価を行い、今後の肝炎対策の指標とする。

- ・「肝疾患患者を対象とした相談支援システムの構築、運用、評価に関する研究(代表者:長崎医療センター 八橋弘、H26-28)」で、各施設への患者等からの相談 内容を集約し、共有する、相談支援システムを構築し、同システムが相談員の質の向上及び均てん化に有用であることが示された。相談支援システムは平成30 年度より、肝疾患診療連携拠点病院で展開予定である。
- ・「B型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者における医療費等の実態調査(代表者:国立病院機構本部総合研究センター長 伊藤澄信、H28)」、「肝がん研究の推進及び肝がん患者等への支援のための最適な仕組みの構築を目指した研究(代表者:東京大学 小池和彦、H29)」で、肝硬変、肝がん治療にかかる医療費の実態把握と、今後どのように肝硬変・肝がん患者を支援していくか、どのような医療機関での肝硬変・肝がん治療の支援を行っていくかなどを検討し、第18回肝炎治療戦略会議(H30/2月)、第21回肝炎対策推進協議会(H30/3月)で報告した。これらの研究成果を土台として、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業を本年度より開始する予定である。

肝炎ウイルス感染状況とeliminationへの方策に関する疫学研究

WHO-2016年次総会 _____目標採択

- □ 肝炎ウイルス感染状況 【モニタリングと全国調査、ハイリス ク集団】
- □ Eliminationへの課題設定 と、疫学情報に基づく予測 研究
- □ 対策の効果と評価,効果測定 指標に関する研究
- □ 感染後・治療後の長期経過 に関する研究

【疫学理論研究、臨床疫学研究、】

地域特異性

全国規模

感染症サーベイラ ンス事業

HBV母子感染 事業 初回献血者 データ解析

全国受検率調査 2017結果

NDBによるレセプト解析と マルコフモデルによる病態推移

治療薬販売数 データ解析 国勢調査・ 人口動態調査

肝炎対策室都道府県 調査データ解析

健康増進事業 特定感染症等事業

> 長期臨床観察 <u>デ</u>ータ解析

2030年までに ウイルス肝炎 *elimination*

医生態学的アプローチ

ウイルス血清疫学的アプローチ 臨床病理学的アプローチ

感染論的アプローチ

数理疫学的アプローチ

分子ウイルス学的 アプローチ

社会医学的アプローチ

データの蓄積とモ ニタリング

肝炎ウイルス感染の 長期予後

検査後の精検受診率の評価 SVR後の長期経過の解明 ハイリスク集団の感染状況

肝炎ウイルス検査 法・標準化 疫学的視点からみた課題の 提示とeliminationへの方策

健康安全確保総合研究分野

事業概要(背景・目的)

少子高齢化が進展する中、豊かで安心できる国民生活を実現するため、新たな医学・医療技術や情報通信技術等を活用しつつ、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステム構築を推進するための研究を実施する。

31年度概算要求のポイント

【新規】医療安全情報、医療事故再発防止の提言等の有効活用についての研究

【新規】医科歯科連携の取組状況等の客観的評価方法に関する調査研究

【新規】看護師の特定行為研修の研修内容と研修修了後の活動の評価に関する研究

【新規】診療ガイドラインにおける医療経済的評価手法に関する研究

【新規】女性医師・若手医師等のキャリア支援に関する研究

【新規】医師の勤務環境改善の推進による病院経営への影響に関する研究

【新規】患者の医療機関選択に必要な医療職種の専門性の情報提供に関する調査研究

【新規】国土強靭化計画をふまえ、地域の実情に応じた災害医療提供体制に関する研究

【継続・増額要求】医療機関において用いる医療機器保守点検の方法論と実際的活用法に関する研究

- ▶ 看護師の特定行為研修の修了者の活動実態及び課題を明らかにすることを目的として、アンケート調査を 行い、制度の見直しに向けて提言をまとめた。(平成28年度)
- ➤ ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック等の、Mass Gathering Eventにおける救急および テロに対する救急・災害医療提供体制の整備についてモデル案を提示した。(平成29年度)
- 医療安全管理部門への医師の関与と医療安全体制向上の研究結果を中医協の基礎資料に用い、議論の 結果、「医療安全対策地域連携加算」が新設がされた。(平成29年度)
- ▶ 歯科技工業の多様な業務モデル導入の手続き等のマニュアル作成予定。(平成30年度)

- 看護師の特定行為研修を推進するとともに、 研修の質の担保を図るため、研修内容や到達 目標、評価基準等を検討する。
- 地域偏在・診療科偏在への効果的な施策立案 に向け女性医師・若手医師等において偏在を 誘発する要因を明らかにし、支援策に関して 検討する。
- 効果的な医師の勤務環境改善の手法や 多様な働き方を促進する勤務体系、 給与体系の構築について研究を行う。
- 歯科衛生士・歯科技工士に関しては需給に 関する調査研究を行う。

医療 人材の 育成

医療 安全の 推進

- 医療機関や企業で活用しやすい医療安全情報や提 言のあり方についての研究を行う。
- 医療機器の保守点検や精度管理について実用に則 した指針を整備することにより、適正かつ安全な 医療の提供を一層推進する。

- ▶ 診療ガイドラインにおける医療経済的評価の 導入を検討する。
- ▶ 専門性資格に関係する評価基準として必要な 項目について、提言をまとめる。
- ≫ 災害医療に強い地域包括ケアのあり方につい て、地域包括ケアに係わる市町村や医療機 関、包括ケアセンターのそれぞれの立場で、 有識者や関係部局を交えて検討する。
- 提供体 医科歯科連携の取組状況等の客観的評価方法 に関する調査研究を行う。

ICTの 推進

制構築

医療

- > ICT基盤技術を駆使した診療データの利活用 モデルの検討を行う。
- ▶ 遠隔診療に適用しうる医療機器開発の普及推 進のための研究を行う。



主な新規研究課題の必要性について

医療人材の育成

- 女性医師・若手医師等のキャリア支援に関する研究
- →経済財政運営と改革の基本方針2017において、「へき地等に勤務する医師の柔軟な働き方を支援するなど 抜本的な地域偏在・診療科偏在対策を検討する」とされており、若手医師・女性医師の診療科・勤務地(都会・地 方)選択の傾向の違いを把握し、へき地等に勤務する医師の支援策を検討する必要がある。

医療提供体制の構築

- 国土強靭化計画をふまえ、地域の実情に応じた災害医療提供体制に関する研究
- →平成31年度からの次期国土強靱化基本計画を作成する際に、「起きてはならない最悪の事態」を想定して脆弱性評価を行ったうえで、計画を策定することになっているが、そのなかで「医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺」を「起きてはならない最悪の事態」のひとつに揚げており、これらの事態が生じないよう様々な施策を打ち出していく必要がある。

医療安全の推進

- 医療機関において用いる医療機器保守点検の方法論と実際的活用法に関する研究
- →平成29年6月に成立した医療法の付帯決議において、「MRI、CT、PETなど高度な検査機器の精度管理方法・仕様の国際標準化について検討し、必要な措置を講ずること。」とされていることから、医療機器の保守点検に係る具体的な方法論の確立が急務である。

ICTの推進

- ICT基盤技術を駆使した診療データの利活用モデルに関する研究
- →これまでは、データの規格化と標準化を検討してきたが、今後は医療情報の共有化に向けた検討が必要な状況になってきている。診療における医療情報の共有化を前提とした、診療データの新たな規格化に向けた方向性を示す必要がある。 48

労働安全衛生総合研究事業

事業概要(背景・目的)

労働災害の発生状況は、死亡災害において長期的に減少傾向にあるものの、死亡災害及び休業4日以上の死傷災害は前年比で増加している。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画を踏まえ、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組を推進することも求められている。

更に、平成29年に有機粉じんを製造している化学工場で働いていた複数の労働者が肺疾患を発症した事案が明らかになる等、依然として化学物質による重篤な健康障害が発生しており、化学物質に対する知見の収集及びリスク評価を行い必要な規制を行うことが必要となっている。

労働安全衛生総合研究事業によって、現状分析、最新技術や知見等の集積による、継続的な労働安全衛生法令の整備及び課題の洗い出しを行い、次期労働災害防止計画(計画期間:2023年~2027年)への反映や労働安全衛生法の改正、ガイドラインの策定等を通じて、更なる労働者の安全衛生対策につなげる。

31年度概算要求のポイント

本年度より開始された第13次労働災害防止計画(計画期間:2018年度~2022年度)を踏まえ、 今後予定している制度改正等に向けた研究を計画的に実施する。

また、「未来投資戦略2017」を踏まえ、自立走行可能な自律制御機械と人との安全な協働作業に当たっての安全基準の策定向けた研究やIoT等の最新技術を活用した安全管理手法等の開発に関する研究を重点的に実施する。

これまでの成果概要等

- 「粉じん作業等における粉じんばく露リスクの調査研究」(2013年~2015年)
 - ・研究結果を踏まえ、2017年に「粉じん障害防止規則」等の省令改正を実施
- 〇「行政推進施策による労働災害防止運動の好事例調査とその効果に関する研究」(2015年~2017年)
 - 研究結果を踏まえ、死傷災害が増加している第三次産業における効果的な対策について、監督署を通じた事業者に対する指導を実施

平成31年度新規研究課題の具体的な研究内容等

- 〇自動走行可能な自律制御機械の安全基準策定のための研究
 - ・研究結果を踏まえ、自立走行可能な自律制御機械と人との安全な協働作業に当たっての安全 基準を策定
- OIT技術を活用した安全管理手法の開発のための研究
 - ▪研究結果を踏まえ、IoT等の最新技術を活用した安全管理手法等に関する行政指針等を策定
- 〇中小零細企業における治療と仕事の両立支援の取組促進のための研究
 - ・中小企業における両立支援を推進するための基礎資料を作成
- 〇労働者に健康障害を生じるおそれのある化学物質の測定方法確立のための調査研究
 - 研究結果を踏まえ、新たな測定方法によるリスク評価を導入
- 〇労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究
 - 研究結果を労働安全衛生法の改正を検討する際の基礎資料として活用

事業概要(背景·目的)

国民の健康へ直接的に影響を及ぼす食品の安全に関して、①食品安全行政の推進(基準の策定/監視・指導/リスクコミュニケーション)、②食品衛生規制全体の見直し、③食品安全に係る外交交渉への対応、等を科学的根拠に基づいて適切に推進するために必要な研究を行う。

31年度概算要求のポイント

①食品安全施策の基本的な枠組みを強化するための研究

規格基準の策定:国際的整合性を踏まえた食品の規格基準設定のための研究、食品中の放射性物質の基準値の妥当性の検討 【新規】食品添加物の安全性確保に資する研究 等

効果的な監視体制の整備: 新たな食中毒細菌の制御法確立、食品中の薬剤耐性菌動向調査、野生鳥獣・家畜疾病のリスク管理に必要な研究、 【新規】ウイルス性食中毒の予防と制御のための研究 等

②食品衛生規制の見直しに関連する研究

食品衛生法改正に関する食中毒調査の迅速化・高度化推進のための研究、HACCPの導入推進のための研究等 【新規】食品用器具・容器包装等の安全性確保に資する研究

③食品安全に係る外交交渉や国際貢献に資する研究 食品検査所の品質保証の国際整合化のための研究 等

これまでの成果概要等

①食品安全施策の基本的な枠組みを強化するための研究(成果例)

- ・食品中の放射性物質検査結果の詳細解析と検査計画策定ガイドラインへの反映(平成28年度終了課題)
- ・食品中の腸管毒素原性大腸菌の検査法に関する自治体向け通知原案の作成(平成29年度終了課題)
- ・薬剤耐性状況について、ヒト由来耐性菌と食品由来耐性菌の関連の示唆を確認(継続中)。
- ・シカ、イノシシ等我が国に生息する野生鳥獣が保有する食中毒菌の実態解明(継続中)。
- ·フモニシン(カビ毒)の基準値設定の資料として利用(平成29年度)。 ⇒ 平成30年度も、他のカビ毒についての研究を実施。
- ・既存添加物の規格を作成し「第9版添加物公定書」を公表(平成29年度)。「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について」における調査対象既存添加物のリストを作成(平成29年度)。 ⇒ 平成30年度も実施。

②食品衛生規制の見直しに関連する研究(成果例)

- ・食品衛生監視員向けHACCPトレーニング教材(原材料に由来する危害要因リストの作成)の作成(平成28年度終了課題)
- ・食品用器具及び容器包装の製造等の安全性確保に関する指針(ガイドライン)を発出(平成29年度)。 ⇒ 平成30年度も実施。

③食品安全に係る外交交渉や国際貢献に資する研究(成果例)

・国際食品規格(コーデックス)の規格策定に必要な基礎データの活用、コーデックスに関する国民向けシンポジウムの開催(継続中)



食品安全施策の 基本的な枠組みを強化する

基準作成

監視・指導

リスクコミュニケーション

食品のリスク分析の考え方に 基づく行政課題への対応



食品衛生規制の見直し

平成30年通常国会で食品衛生法改正案の提出

- ・広域な食中毒事案の対応強化
- ・HACCPによる衛牛管理の制度化
- ・特別の注意を要する成分を含む食品による 健康被害の未然防止
- 国際整合的な食品用器具及び容器包装整備
- ・営業許可制度の見直し、営業届出制度創設
- ・食品リコール情報の報告制度の創設 その他(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等 の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係 る規定の創設等)

科学的根拠に基づく食品衛生規制の見直し



外交交渉・国際貢献関連施策 食品安全関係

食品安全に関する国際整合性の必要性の増加

- ・諸外国との外交交渉により、海外からの輸入食品の増加が見込まれる
- ・訪日外国人数の増加や東京五輪等国際的イベント の増加が見込まれる 等

1

輸入食品の 適切な監視 指導の実施 残留農薬・食品 添加物等の規格 基準策定の推進 協定締結後 の技術的協議 への対応

国際基準や科学的な根拠を踏まえた対応

- ・広域食中毒事案において原因究明を迅速に行うための食中毒調査手法の開発 ①、②
- ・HACCPの導入推進、野生鳥獣・家畜由来食肉の衛生管理方法の開発 ①、②、③
- ・食品中の薬剤耐性菌の動向調査及び家畜、食品等が保有する薬剤耐性伝達因子の解析による伝達過程の関連性解明①
- ・食品衛生検査を実施する試験所におけるISOに準拠した品質保証システムの開発①、③
- ・食品添加物の安全性確保に資する研究 ①
- ・食品用器具・容器包装等の安全性確保に資する研究 ②
- ・食品中のかび毒の安全性確保に資する研究 ①、③

研究成果を食品衛生法等に 適切に反映する

科学的な根拠に基づいて食品のリスク管理を適正に実施することで、食品の安全を確保し、国民の健康を守る。



容

事業概要(背景・目的)

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律及び基本指針に基づき、カネミ油症に関する専門的・学際的・総合的な研究を推進する。

※同法では、「国は、カネミ油症の診断基準の科学的知見に基づく見直し並びに診断、治療等に関する調査及び研究が促進され、及びその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。」と規定されている。

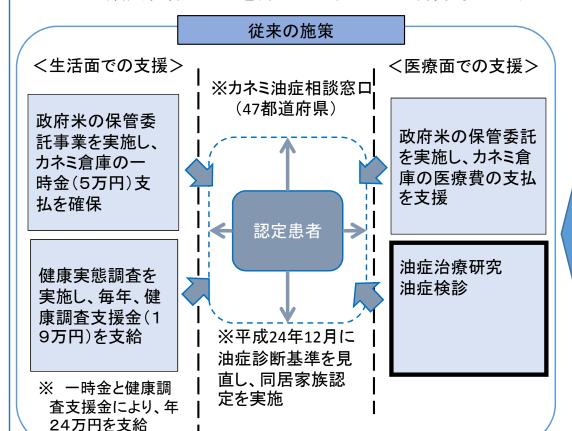
31年度概算要求のポイント

- ・ ダイオキシン類の毒性の解明、カネミ油症患者の長期健康影響の解明、カネミ油症の診断・治療法等の開発等に係る研究を継続的に推進していく。
- ・ 法施行3年後の見直しを踏まえ、カネミ油症の臨床症状を緩和するための、漢方薬を用いた臨床試験の実施を推進していく。

- ・ダイオキシン類の血中濃度が高いにもかかわらず、高齢化により濃度が減少していない者が増加していることが示唆された。⇒皮膚から排出される油脂分によりダイオキシン類が排出される可能性がある。(平成29年度研究。平成30年度も継続研究中)
- ・油症認定患者では患者ではTh17細胞の動態が変化している可能性がある。(平成29年度研究。平成30年度も継続研究中)
- ・桂枝茯苓丸を構成する生薬である桂皮の主成分のシナムアルデヒドはダイオキシン類受容体であるAryl Hydrocarbon Receptor(AhR)の活性を阻害し、強い抗酸化作用を発揮する。(平成28年度研究。平成30年度も継続研究中)
- ・「桂枝茯苓丸臨床試験の報告」52名対象に桂枝茯苓丸を3か月間内服する臨床試験を実施し、治療前後で全身倦怠感、皮膚症状、呼吸器症状の一部が改善し、生活の質の向上がみられた。(平成29年度研究。平成30年度も継続研究中) 等 ⇒得られた知見は、<u>患者の治療や生活指導</u>に速やかに応用してきた。(例:麦門冬湯、桂枝茯苓丸が治療に活用されている。)また、これまでに得られた研究成果は診断基準の見直し等に随時利用されてきている。

食品を介したダイオキシン類等の人体への影響の把握とその治療法の開発等に関する研究を実施する。 具体的には、以下を実施する。

- ・カネミ油症検診の実施、検診結果の集積・解析
- ・ダイオキシンによる生物学的毒性の解明と防御法に関する研究
- ・油症患者及び健常人における人体内PCBやダイオキシン類濃度の経時的推移の把握
- ・安静時機能的MRIの手法を用いて、カネミ油症患者での自覚的な異常感覚が海馬を中心とした脳機能的ネットワーク障害に起因している可能性を検討し、患者の病態を把握
- ・カネミ油症の臨床症状の東洋医学的評価を元に、カネミ油症の症状を緩和する可能性のある漢方薬候補の同定したうえで、ダイオキシン類受容体(AhR)を介した免疫反応の制御等の基礎的な機序を実証し、エビデンスに基づく治療を実施



新たな支援措置

〇検診の充実

患者が、油症検診の結果を継続的に把握し、健康相談 を実施できる体制を充実

〇治療研究の推進

効果的な治療プログラムの開発に向けて、漢方薬を用いた臨床研究を推進

○医療提供体制の確保

油症患者受療券の制度の対象となる医療機関の更なる 拡大

〇相談体制の充実

都道府県に油症相談支援員の設置を進め、相談に関するネットワークを構築

出典:「カネミ油症患者に対する支援施策について」を抜粋・一部改変

平成30年度予算額 192,124千円

55

事業概要(背景・目的)

医薬品・医療機器等に係る政策的課題の解決に向けて、薬事監視、血液事業、薬物乱用対策及び医薬品販売制度等を政策的に実行するために必要な規制(レギュレーション)について、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいて整備するための研究を行う。当事業で得た成果を、薬事監視の適正化、血液製剤の安全性・供給安定性の確保、薬物乱用対策及び薬剤師の資質向上等、各種制度の整備のための検討根拠として活用する。

31年度概算要求のポイント

薬事監視、血液事業、薬物乱用対策及び医薬品販売制度等の各種課題解決に向けて、必要な検討を行う。以下検討が求められている課題等に取り組むための研究を推進する。

- 新しい成分本質(原材料)等に関する医薬品医療機器等法上の取扱いについて、規制の合理化・判断の迅速化等に向けた調査・検討
- 薬局薬剤師の多機関・多職種との連携にあたっての効果的な方策の実証的な検証
- 安全な輸血医療のためのデータ収集・解析
- オピオイドの乱用が海外で問題となっている現状を受け、海外の規制等の調査も踏まえた日本国内での乱用対策の 検討

これまでの成果概要等

○医薬品の適正広告基準改正

適正広告基準の精査を行い、検討結果を踏まえた一般用医薬品、指定医薬部外品の広告監視に関する通知発出(「医薬品等適正広告基準の改正について(平成29年9月29日薬生発0929第4号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)」)等を行った(平成29年度)。

現状におけ る課題

- 新しい成分本質(原材料)等に関する医薬品医療機器等法上の取扱いについて、規制の合理化・判断の迅速化等が強く求められているほか、成分を濃縮させたタイプの製品についてその成分・用量が医薬品に該当するか新たに科学的に分析する必要がある。
- 薬剤師・薬局は、薬物療法に関して、医療機関等と連携しながら地域包括ケアシステムの一翼を担うことが重要であり、薬局薬剤師が 多機関・多職種と連携するにあたり効果的な方策を実証的に検証していく必要がある。
- 輸血医療においては感染症のリスクのほか免疫学的機序による副作用もあり、安全な輸血医療のためにデータ収集・構築が求められている。
- オピオイドの乱用が海外で問題となっており、海外の規制動向や国際的な議論(国連等)を踏まえつつ日本国内での乱用対策を進める必要がある。

平成31年度研究の概要

・「専ら医薬品」たる成分本質の判断のための調査・分析及び判断基準に関する研究

- ▶ 食薬区分を判断する必要のある成分本質(新規成分、市場流通品)について、基原植物、含有成分、医薬品としての使用実態、食経験、薬理活性、毒性等を調査・検討する。
- ・ かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究
- ▶ かかりつけ薬剤師・薬局が医療機関の薬剤師等の多機関・多職種との情報連携を行うことによる効果を実証的に検討する。
- ・ 輸血医療の安全性向上のためのデータ構築研究【新規】
- ▶ 供血者、受血者、製剤の情報などを紐づけたデータをもとに、副作用の発生の調査、製剤の 種類や患者の状態がその副作用に与えた影響などの解析を行う。
- 医療用麻薬の米国等海外規制に関する調査研究【新規】
- ▶ 医療用麻薬の処方に係る実態調査、海外規制の調査・乱用実態の調査等を通じて、医療 用麻薬乱用のリスクファクターを特定するための研究を行う。

研究の成果・活用

- 無承認無許可医薬品の監視指導、 食薬区分の判断の科学的根拠
- かかりつけ薬剤師・薬局による薬物療法の安全性・有効性向上の取組の推進
- 輸血による副作用対策における迅速な 把握システムの構築、輸血医療の安 全性向上
- 医療用麻薬の乱用防止に向けた対策、適正使用の推進

薬事行政における規制・取締等の整備、政策の立案・実行に反映

事業概要(背景・目的)

我が国の日常生活において使用される化学物質は国民の生活に貢献している反面、化学物質によるヒトの健康への有害影響について国民の関心・懸念が高まっている。当該事業は、化学物質を利用する上でのヒトへの健康影響を最小限に抑えることを目的として、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、化審法という。)、「毒劇及び劇物取締法」、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(以下、家庭用品規制法という。)の科学的基盤となる事業である。

31年度概算要求のポイント

【増額要求】家庭用品に含まれる化学物質の健康リスク評価等に関する研究

→ 家庭用品規制法に規定される有害物質(21種類)の試験法の多くは、試験法の設定以降に改正されていないため、有害な試薬の使用、分離能の低いカラムの使用などの問題が専門家等から指摘されている。これらの物質について、引き続き試験法の見直し等を行い、研究成果に基づき必要な法令改正等の検討を行う必要がある。

【新規(※詳細は次ページに記載)】

- ・家庭用品等に含まれる化学物質の評価指針等の策定に資する研究
- ・毒劇物指定に係る判断基準の策定に資する研究
- 化学物質の毒性予測評価手法の開発研究

- QSAR等の網羅的な毒性予測手法の開発や改良を行った。(平成29年度)
- 化審法における有害性データの収集や毒劇物の判定基準の改定等の行政施策に活用するため、QSAR等の網羅的な毒性 予測手法をさらに発展させ、急性毒性や長期反復曝露の毒性予測が可能な化学物質の対象を拡大し、毒性予測の精度を向 上させる予定である(平成30年度)
- 〇 家庭用品規制法で定められている有害物質うち、溶剤3種、防炎加工剤3種、防虫剤2種に使用される有害物質の試験法について、GC-MS法の検討を行い、最適な分析条件を構築した。(平成29年度)
- 〇 溶剤3種、防炎加工剤3種、防虫剤2種に使用される有害物質の前処理方法及び測定方法等を検討し、試験法の開発を行 う予定。(平成30年度)

家庭用品等に含まれる化学物質の 評価指針等の開発に関する研究

現状

家庭用品規制法は昭和48年に制定されて 以降、有害物質として21種類が指定されて おり、家庭用品への含有量として基準が定め られている。

課題

- O 家庭用品規制法では有害物質の指定の 実績が少ないことから、指定の適否の判 断が確立されていない。
- O その結果、健康被害などの事案が発生した際には、有害物質としての指定の適否を含めて検討する必要があり、対応に時間を要する。

研究内容

<目的>

家庭用品由来の健康被害が生じた際に、 家庭用品規制法上の有害物質として指 定することの適否を判断するために、必要 な判断基準の指針等の作成を行う。

- <想定される成果>
 - 〇 指針の公表 (行政通知等を想定)
 - O 健康被害に対する迅速的な対応
 - 〇 被害拡大の防止

毒劇物指定に係る判断基準 の開発に関する研究

現状

毒物及び劇物取締法では、一定の基準*を 満たす化学物質を毒劇物に指定し、必要な 取締を行っている。

*動物を用いた急性毒性(経口、経皮、吸入)、皮膚に関する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷等。

課題

- O 審議会等から動物を使用しない代替試 験法の追加が指摘されている。
- O 毒劇の指定に関する審議において、より明確な判定基準への見直しが求められている。

研究内容

<目的>

毒劇物の判定基準に使用される急性毒性等について、動物試験の代替となる試験法を開発、判定基準の検討を行う。

- く想定される成果>
 - O 新たな代替試験法の提案・公表
 - Oコストの削減
 - ○毒劇試験の時間短縮

化学物質の毒性予測評価手法の 開発に関する研究

現状

化学物質の毒性評価には、in vitroやin vivoによる毒性試験データが必要である。

課題

毒性試験を行うためには、費用と一定の時間が必要となる。

研究内容

<目的>

毒性情報が既知の共通の構造をもつ化 学物質を用いて、毒性が未知の化学物質 の毒性予測を行う手法を開発する。

- く想定される成果>
 - O 得られた成果を用いて、化審法の毒性評価に活用
 - 過去に毒性評価を実施した物質と共通の 構造をもつ物質の毒性評価の迅速化がは かられる。

事業概要(背景・目的)

健康危機管理は「厚生労働省健康危機管理基本指針」において、「感染症、医薬品、食中毒、飲料水汚染その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事 態に対して行われる健康危機の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務のことをいい、厚生労働省の所管に属するものをいう。」と定義されており、本研究事業は、国レベル、 地域レベルで、これらの様々な健康危機事象に効果的に対応するために、具体的かつ実践的な研究を実施し、全国に普及でき、かつ政策反映に資する研究成果を産出することを 目的とする。本研究事業は、地域保健基盤形成、水安全対策、生活環境安全対策、健康危機管理・テロリズム対策の四つの分野における研究を実施し、それぞれの分野において 社会のニーズに応じた研究を継続して推進していく。

31年度概算要求のポイント

- シックハウス症候群の診断基準・ガイドラインの検証に関する研究:診断基準、診断—対策に関するガイドラインの更新
- 〇建築物環境衛生管理基準の検証に関する研究:建築物衛生法に基づく規制基準である建築物環境衛生管理基準の検証・見直し及びそれに対応する工学的対策の検討。
- 〇中規模建築物における衛生管理の実態と特定建築物の適用に関する研究:建築物衛生法の対象となる建築物(特定建築物)以外の建築物の衛生管理状況の実態調査。
- 〇水道事業の流域連携の推進に伴う水供給システムにおける生物障害対策の強化のための研究:生物障害ポテンシャル評価手法の確立と流域内ハザードマップの作成、浄 水処理プロセスにおける障害生物及び異臭味原因物質の挙動解明と最適運転条件の提示等
- 〇小規模水供給システムの安定性及び安全性確保に関する統合的研究:①簡易送水や運搬給水利用時に関する指針の作成 ②維持管理が容易な浄水処理方法、薬剤に関 する指針の作成 ③小規模水道事業者向け水安全計画策定の考え方

【新規】災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の体制構築及び構成員の技能維持に関する研究【新規】地域保健における保健所等に求められる役割の明確化に向けた研 究【新規】保健師活動指針に基づく保健活動の展開の推進と統括的な役割を担う保健師等の資質向上に向けた研究【新規】大規模災害時の保健医療活動に係る体制構築に資 する研究【新規】近年の化学物質等の検出状況を踏まえた水道水質管理のための総合研究【新規】公共の施設等におけるレジオネラ症対策に資する検査・消毒方法等の衛生 管理手法開発研究【新規】半揮発性有機化合物によるシックハウス症候群への影響評価及び工学的対策検証研究【新規】住宅宿泊事業における衛生管理手法の検証研 究【新規】CBRNEテロリズム等の健康危機事態における対応能力の向上及び人材強化に係る研究【新規】大規模イベント時の健康危機管理対応に資する研究【新規】災害時の 分野横断的かつ長期的なマネジメント体制構築に資する研究

- ・DMAT(災害時派遣医療チーム)と日赤や日本医師会等の関連機関との連携の再検討、トリアージタッグの改訂、災害カルテの標準化を行うとともに、政府総合防災訓練の 実施及び検証等への貢献(平成27年度)
- ・各種テロに関して、諸外国の指針やガイドライン、関連する技術開発の動向など最新知見の分析及び国内の対応の脆弱性の評価国内外のネットワーク作り・専門家間で の情報共有の推進(平成28~30年度)
- ・化学テロに対する各種対応・事前準備に向けた提言等が行われる見込み(平成30年度)
- ・水道水中の生ぐさ臭の原因物質と分子式の推定(平成29年度)
- ・小規模水供給システムの維持管理手法について、簡便な方法による維持管理のガイドライン作成又は住民との連携方策の検討を進めるための知見を得られる見込み。 (平成30年度見込み)
- ・塩素消毒が適さないアルカリ泉などに効果のある「モノクロラミン消毒」の開発(平成27年度)
- 「新シックハウス相談対応マニュアル」の見直し(平成27年度)
- ・建築物衛生法の対象となる特定建築物の範囲の見直し、建築物環境衛生管理基準の見直しに資する根拠データの収集、実態と導入に当たっての課題の明確化、対策 の提案(平成30年度見込み)
- ·都道府県DHEAT事務局運営要綱案、人材育成体制の提言、具体的な業務の整理(平成27年度)
- ・地域診断・評価・地区活動の方法をまとめ、保健活動推進ガイドラインの作成(平成29年度)
- ・災害対応における地域保健活動推進のための統括保健師及び統括保健師を補佐する保健師の役割及び各保健師の役割に応じた機能・能力の明確化(平成28年度) 59

地域保健基盤形成に関する研究分野



【新規】(保健師活動指針に基づく保健活動の展開の推進と統括的な役割を担う保健師等の資質向上に向けた研究)

・統括的な役割を担う保健師の配置は、保健師活動指針(平成25年)に基づき、都道府県ではほぼ配置されたが、市町村ではまだ半数程度であり、その配置状況や役割は地方公共団体により様々である。保健師活動指針に基づく保健活動を推進するためには、保健師の活動状況や指針に基づく取組を阻害している要員等を分析し、対策を検討する。

【新規】(災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の体制構築及び構成員の技能維持に関する研究)

・「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)」について、平成29年度末に、「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」が発出された。こうした動きを踏まえ、災害時の応援・受援の実務者である地方公共団体の保健衛生関係者が習得すべき知識等を整理し、能力の向上を図る。

【新規】(2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた熱中症対策に関する研究)

・2020年東京オリンピックに向けて、特に外国人や障害者に対する熱中症対策の方法論が確立していない。医療機関や救急搬送における熱中症患者のデータ等から外国人・障害者の現状を抽出し、熱中症に関する普及啓発の内容も含めオリパラに向けて必要な熱中症対策について明らかにする。

【新規】(地域保健における保健所等に求められる役割の明確化に向けた研究)

・保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施している。住民に身近なサービスの提供は市町村で行うようになり、高齢化と共に地域の人口構成が変化している中で、公衆衛生の維持・向上のために、今後保健所に求められる業務について把握する。

【新規】(医師のキャリアパスにおける公衆衛生分野選択の要因分析に関する研究)

医師のキャリアパスにおける公衆衛生分野に進む者の割合は少なく、平成28年3師調査によると、「行政機関・産業医・保健衛生業務の従事者」は全体のわずか1.2%にすぎない。公衆衛生の維持・向上には、人材の確保と育成が重要かつ喫緊の課題であり、公衆衛生分野の医師確保の阻害要因について分析する。

水安全対策研究分野

安全・安心な水道水を安定的に供給する水道システムを構築するため、水道法改正案及び「新水道ビジョン」(平成25年3月)に掲げられた水道の理想像を踏まえた研究を実施。

安全

水道水の「安全性」の根幹を司る 重要な課題である水道水質基準 等の検討が必要 ◆ 近年の化学物質等の検出状況を踏まえた水道水質管理のための 総合研究

水源から浄水場、給配水に至るまでの微量化学物質、病原生物等による影響に対して、最新の汚染実態やリスクを整理し、評価及び対応手法を開発

<u>強靱</u>

気候変動に伴う強雨・渇水、原水水質・水温条件の悪化や、大規模地震等の広域災害に対応した水道の「強靱化」が必要

◆ 水道事業の流域連携の推進に伴う水供給システムにおける生物 障害対策の強化のための研究

各種の浄水処理プロセスにおける障害生物ならびに異臭味原因物質挙動解明と最適運転条件の検討、生ぐさ臭原因物質の簡便な化学分析方法の確立等により、水道事業の流域連携による水供給システムの生物障害適応性の強化方策を提示

持続

施設の老朽化・耐震性の不足、 職員数の減少・高齢化、人口減少 に伴う給水収益の減少といった課 題に対応し、「持続的」な水道事 業・水供給サービスを実現 ◆ 情報技術を活用した水質確保を含む管網管理向上策に関する 研究

管網解析・水質計測・通信技術を活用し、末端給水における残留塩素の新たな管理手法を提案

◆ 小規模水供給の安定性、安全性確保に関する統合的研究

簡易送水や運搬給水利用時に関する指針、維持管理が容易な浄水処理・薬剤に関する指針の作成、小規模水道事業者向け水安全計画の策定推進に資する検討を実施

生活環境安全対策研究分野

安全・安心な生活環境の形成のために、生活環境に起因する健康危機管理に資する基礎的知見の集積及 び具体的対応方策の開発等に関する研究を実施する。

【新規】

レジオネラ症対策

工学的シックハウス対策

住宅宿泊事業の衛生対策

研究内容

- ▶レジオネラ属菌標準検査法の更新 (精度管理システムの改善と ともに)
- > レジオネラ属菌迅速検査法開発
- 既存の消毒法の効果検証・新規 消毒法の開発 など
- ➤ 建築物内のダスト等に付着した 半揮発性有機化合物(SVOC)に よるリスク評価モデルの確立
- ▶ 建築物内における工学的なSVOC 対策の検討 など
- ▶ 住宅宿泊事業における衛生管理の実 態調査
- ▶施設の特性を踏まえた衛生管理等手 法の検討 など

目標

地方自治法に基づく技術的助言である「公衆浴場における衛生管理要領」等へ最新の情報を反映するための改正に向けた科学的知見を集積する。

SVOCを利用した製品の製造者や、 製品の消費者に対し、リスクとその 工学的対策について、周知・啓発を 図る。 民泊サービスにおける衛生管理上の 問題点を把握するとともに、その課 題に対応した事業者が実施すべき衛 生管理手法を明確にし、その手法に ついて事業者に指導する。

成果については、論文発表などによる公表の他、「生活衛生関係技術担当者研修会」などの場を通じて、各自治体の 生活衛生担当者にも周知する。

62

健康危機管理・テロリス、ム対策研究分野

テロリズム対策

災害対策

テロ対策一般

大規模イベント対策

大規模災害時の 保健医療活動の体制構築 保健医療調整本部の 標準化・体系化

CBRNEテロリズム等の 健康危機事態における 対応能力の向上及び人 材強化に係る研究

- ・国内外のネットワーク を活用した最新の知見 の集約、実事例への対 応における課題と改善 点を抽出
- ・本邦における健康危機 管理の情報基盤構築及 び健康危機管理対応に 資する人材育成に必要 な素案の取りまとめを実 施

大規模イベント時の健康 危機管理対応に資する研究

- ・大規模国際イベント等での健康危機管理対応を、 それぞれの特性を踏まえて検証
- ・海外で行われた類似の 大規模イベントと比較
- ・今後の大規模イベント時の健康危機管理対応マニュアル作成等に向けた 基礎資料の作成

大規模災害時の保健医療活動に係る体制構築に 資する研究

・大規模災害時の地域レベルでのマネジメント体制の現状や、過去の災害時のマネジメント体制に係る課題・問題点などを抽出・都道府県での保健医療活動の総合調整のあり方についての検討及び課題抽出・整理及び訓練・研修等による検証

災害時の分野横断的かつ長期的なマネジメント 体制構築に資する研究

・地域防災計画への保健医療調整本部の反映状況や、保健医療調整本部の反映状況や、保健医療調査、現行の各種訓練・研修等の課題・問題点の抽出・保健医療調整本部のおり方等の標準化・体系化についての課題抽出・整理